

平成17年大洲市議会第4回定例会会議録 第3号

平成17年6月14日（火曜日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席議員

|     |   |   |     |   |
|-----|---|---|-----|---|
| 1番  | 梅 | 木 | 良   | 照 |
| 2番  | 清 | 水 | 美   | 孝 |
| 3番  | 岩 | 田 | 忠   | 義 |
| 4番  | 藤 | 川 |     | 貢 |
| 5番  | 鎌 | 田 | 圭   | 二 |
| 6番  | 二 | 宮 |     | 淳 |
| 7番  | 中 | 野 | 寛   | 之 |
| 8番  | 有 | 友 | 正   | 本 |
| 9番  | 桝 | 田 | 和   | 美 |
| 10番 | 村 | 上 | 常   | 雄 |
| 11番 | 古 | 野 | 青   | 弘 |
| 12番 | 上 | 川 | 勝   | 利 |
| 13番 | 二 | 宮 | 秀   | 一 |
| 14番 | 山 | 口 | 吉   | 浩 |
| 15番 | 東 |   | 敦   | 弘 |
| 16番 | 宮 | 本 | 増   | 憲 |
| 17番 | 水 | 本 |     | 保 |
| 18番 | 下 | 岡 | 節   | 久 |
| 19番 | 押 | 田 | 憲   | 一 |
| 20番 | 後 | 藤 | 武   | 薫 |
| 21番 | 山 | 本 | 雅   | 久 |
| 22番 | 田 | 中 | 五   | 月 |
| 23番 | 山 | 崎 |     | 逞 |
| 24番 | 福 | 山 |     | 保 |
| 25番 | 叶 | 岡 | 廣   | 志 |
| 26番 | 上 | 満 |     | 武 |
| 27番 | 向 | 井 | 敏   | 憲 |
| 28番 | 宮 | 本 | 喜一郎 |   |
| 29番 | 中 | 野 | 忠   | 重 |
| 31番 | 長 | 岡 | 吉   | 男 |
| 32番 | 森 | 川 | 重   | 生 |
| 33番 | 森 |   | 繁   | 夫 |
| 34番 | 松 | 本 | 金次郎 |   |

|     |   |   |     |   |
|-----|---|---|-----|---|
| 35番 | 菊 | 地 | 宣   | 之 |
| 36番 | 垣 | 見 | 芳   | 彦 |
| 37番 | 吉 | 岡 |     | 猛 |
| 38番 | 清 | 水 | 久二博 |   |
| 39番 | 田 | 淵 | 保   | 男 |
| 40番 | 山 | 下 | 勝   | 利 |
| 41番 | 本 | 山 | 清   | 明 |
| 42番 | 沖 | 浦 | 賢   | 嗣 |
| 43番 | 渡 | 邊 | 弘   | 務 |
| 44番 | 神 | 井 | 恵一郎 |   |
| 45番 | 矢 | 間 | 一   | 義 |
| 46番 | 東 |   | 信   | 利 |
| 47番 | 久 | 保 | 幸   | 信 |
| 48番 | 吉 | 岡 | 昇   | 平 |
| 49番 | 小 | 泉 | 紘   | 文 |
| 50番 | 大 | 野 | 新   | 策 |
| 51番 | 梅 | 木 | 加津子 |   |
| 52番 | 岡 |   | 孝   | 志 |
| 53番 | 渡 | 邊 | 久   | 義 |
| 54番 | 田 | 中 | 堅太郎 |   |
| 55番 | 日 | 高 | 照   | 友 |
| 56番 | 中 | 野 | 茂   | 明 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠席議員

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| 30番 | 窪 | 田 | 亀 | 一 |
|-----|---|---|---|---|

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席理事者

|            |   |   |   |   |   |
|------------|---|---|---|---|---|
| 市          | 長 | 大 | 森 | 隆 | 雄 |
| 助          | 役 | 首 | 藤 |   | 馨 |
| 収          | 入 | 役 | 田 | 上 | 隼 |
| 総          | 務 | 部 |   |   | 藏 |
| 部          | 長 | 小 | 泉 | 勝 | 明 |
| 副部長兼危機管理室長 |   | 白 | 石 | 隆 | 壽 |
| 副部長兼総務課長   |   | 佐 | 伯 | 幸 | 一 |
| 人事秘書課長     |   | 神 | 元 |   | 崇 |
| 監理課長       |   | 城 | 戸 | 秀 | 光 |

|            |      |
|------------|------|
| 総務課長補佐     | 篠原雅人 |
| 総務課行政係長    | 往田秀樹 |
| 企画財政部      |      |
| 部長         | 小島健市 |
| 財政課長       | 松田眞  |
| 財政課長補佐     | 松本一繁 |
| 市民福祉部      |      |
| 部長         | 上村孝廣 |
| 副部長兼保険環境課長 | 山田一昭 |
| 建設農林部      |      |
| 部長         | 三保禮三 |
| 副部長兼建設第1課長 | 城戸良一 |
| 副部長兼農林水産課長 | 松岡良明 |
| 副部長兼水道課長   | 口井睦雄 |
| 長浜支所       |      |
| 支所長        | 上川慶信 |
| 肱川支所       |      |
| 支所長        | 櫻田和明 |
| 河辺支所       |      |
| 支所長        | 河本治  |
| 農業委員会      |      |
| 事務局長       | 蔵田伸一 |
| 教育委員会      |      |
| 委員長        | 岩田徳幸 |
| 教育長        | 叶本正  |
| 教育部長       | 尾崎公男 |
| 公営企業       |      |
| 病院長        | 谷口嘉康 |
| 監査         |      |
| 委員         | 藤川卓見 |

~~~~~

#### 出席事務局職員

|              |      |
|--------------|------|
| 事務局長         | 西山隆夫 |
| 次長           | 新野武男 |
| 事務専門員兼調査第1係長 | 藤岡章男 |
| 調査第2係長       | 新実雄  |
| 議事係長         | 谷野秀明 |

~~~~~

#### 議事日程

平成17年6月14日 午前10時 開議

#### 日程第1

会議録署名議員の指名

#### 日程第2

- |        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 第67号議案 | 平成17年度大洲市一般会計補正予算（第1号）          |
| 第68号議案 | 平成17年度大洲市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）    |
| 第69号議案 | 平成17年度大洲市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 第70号議案 | 平成17年度大洲市老人保健特別会計補正予算（第1号）      |
| 第71号議案 | 平成17年度大洲市介護保険特別会計補正予算（第1号）      |
| 第72号議案 | 平成17年度大洲市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）  |
| 第73号議案 | 平成17年度大洲市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）    |
| 第74号議案 | 平成17年度大洲市港湾施設事業特別会計補正予算（第1号）    |
| 第75号議案 | 平成17年度大洲市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）  |
| 第76号議案 | 平成17年度大洲市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  |
| 第77号議案 | 平成17年度大洲市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）   |
| 第78号議案 | 平成17年度大洲市温泉事業特別会計補正予算（第1号）      |
| 第79号議案 | 平成17年度大洲市水道事業会計補正予算（第1号）        |
| 第80号議案 | 平成17年度大洲市病院事業会                  |

計補正予算（第1号）

第81号議案 大洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

第82号議案 大洲市国民健康保険税条例の一部改正について

第83号議案 大洲市簡易水道及び飲料水供給事業等使用条例の一部改正について

第84号議案 財産の貸付について

第85号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

第86号議案 大洲市過疎地域自立促進計画について

第87号議案 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について

第88号議案 平成16年度大洲市歳入歳出決算の認定について

第89号議案 平成16年度長浜町歳入歳出決算の認定について

第90号議案 平成16年度肱川町歳入歳出決算の認定について

第91号議案 平成16年度河辺村歳入歳出決算の認定について

第92号議案 平成16年度大洲市企業会計決算の認定について

第93号議案 平成16年度長浜町企業会計決算の認定について

第94号議案 専決処分した事件の報告並びに承認を求めることについて  
（全議案に対する質疑並びに市政全般に対する質問）

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第67号議案～第94号議案

~~~~~

午前10時00分 開 議

○田中堅太郎議長 これより本日の会議を開きます。

~~~~~

○田中堅太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

~~~~~

○田中堅太郎議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、22番田中五月議員、23番山崎逞議員を指名いたします。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、尾崎教育部長より発言の申し出がありますので、特にこれを許します。

○尾崎公男教育部長 議長

○田中堅太郎議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、昨日の梅木加津子議員さん御質問のスクールバスの運行についての答弁の訂正をさせていただきます。

昨日私の方から梅木議員さんへ、スクールバスの運行についての答弁をいたしました。その中で、スクールバスにつきましては僻地児童・生徒援助費補助金の交付を受け、遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和を目的に取得したものでありますので、目的外に利用することはできないとの答弁をいたしました。この答弁に一部誤りがありましたので、まことに申しわけないことですが、答弁の訂正をお願い申し上げるものでございます。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律並びに施行令及び文部科学省告示を再度見直しましたところ、スクールバスを取得後6年を経過したものにつきましては、関係機関との協議があれば目的外の使用も可能となることが判明いたしました。

旧大洲市では、スクールバスの運行につきま

して、補助金の交付目的に沿ってのみ運行をしていたことから、法令等の解釈が浅かったことによりましてこのような誤りが起こったものと反省をしているところでございます。

今後におきましては、地域の実情を踏まえながら、市内の学校間の均衡あるいは財政状況等を十分考慮した上で、教育用財産としてどのような利用方法が可能であるかなどを検討し、市内である程度統一した有効活用ができるよう前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

今後法令等の解釈につきましては、十分注意をして取り扱いたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げまして再答弁とさせていただきます。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第2、第67号議案から第94号議案までの議案28件を一括して議題といたします。

全議案に対する質疑並びに市政全般に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、有友正本議員の発言を許します。

○8番有友正本議員 議長

○田中堅太郎議長 有友正本議員

〔8番 有友正本議員 登壇〕

○8番有友正本議員 私は、通告に基づき順次質問してまいりますので、理事者の皆さんの誠意ある回答をお願いいたします。

まず、財政問題からお尋ねしてまいります。

いささか気が早過ぎるかもしれませんが、現時点でも意義のあることではないかと考え質問させていただきます。

現時点で今年度の最終財政規模をどのように計算されているのでしょうか。また、今年度末時点で公債費残高は幾らになるのかお尋ねいたします。

次いで、昨年度末と比較して今年度公債費残

高は幾ら削減される計画になっておるのでしょうか。

次に、土地開発公社についてお尋ねしてまいります。

2003年度は大阪市の3つの第三セクターそして北海道の住宅供給公社、和歌山県の土地開発公社などでの特定調停へ向けた動きがあらわれました。そして、去年は長崎県、千葉県の住宅供給公社における特定調停へ向けた動きが表面化しております。

このような一連の動きに対して、立命館大学の白川一郎教授は、自治体が全額出資した地方公社の経営破たんは、これ以上は自治体が手の施しようがない限界に達した状態と表現されております。

今回議案説明会で説明された土地開発公社所有の阿蔵・高山用地の対策は、私も白川教授同様、これ以上自治体が手の施しようがない限界に達した状態だと感じております。

まず、土地開発公社の現状をどのように把握されているのでしょうか。民間企業であればとくに破産処理が終了し、跡形もない状態であると考えます。

4年前福岡県赤池町は、財政再建団体から脱出しましたが、赤池町が財政再建団体へ転落した直接の原因は、土地開発公社の赤字を普通会計へ繰り入れたことからこの状態になっております。

当大洲市でも、多額の借入金を持つ土地開発公社を抱えております。そこで、現状をどのように把握されているのか、次の2点をお尋ねします。

まず、簿価は購入価格に毎年金利が上乗せされ、雪だるま式に大きくなっておりますが、実勢価格、時価は逆にバブル景気の崩壊以降毎年のように下がっております。土地開発公社の保有地の簿価と時価の価格の差をどのように把握しておられるのでしょうか。

次に、昨年度で土地開発公社の保有地に対す

る金利は幾らかかっているのでしょうか。仮に約50億円の保有地があり、年間金利が1%とすると、約5,000万円の金利が必要になります。年収500万円の世帯が10世帯1年間生活できる計算になります。低金利の時代になり、利率は低下していると思いますが、昨年度で年間幾ら金利が必要だったのでしょうか。

さらに、このような大洲市土地開発公社の現状を招いた原因はどこにあったと分析されるのか、見解を伺います。

既に各地で土地開発公社については特定調停が行われております。大洲市においても特定調停を行い、その上で阿蔵・高山用地については愛媛県の強い要請で大洲市が取得した経過があるわけですから、県への支援要請を行い、最終的にその上で今回提案された措置を採用してはいかがでしょうか。

次に、山鳥坂ダム問題についてお尋ねします。

活動を中止していたかに見えた旧肱川町の山鳥坂ダム建設反対期成同盟会は、5月初旬総会を開催し、改めて山鳥坂ダム建設に反対することを圧倒的多数で可決したと確認しております。

さらに、ダム建設の前提となるつけかえ県道の測量実施についても難航しておると聞いております。

また、肱川漁協では繰り返し山鳥坂ダムの反対決議を行っております。

国土交通省、愛媛県は、山鳥坂ダム建設へ向け順調に手順を進めているかのように見えますが、実は報道されないところでさらなる混迷が続いていると言わざるを得ません。

このような現状を招いた大きな原因の一つに、流域住民の声を明確にしてこなかった、むしろ明確にすることを避けてきたことが上げられます。今回の山鳥坂ダム建設反対期成同盟の反対決議に対する市長の見解を伺います。

次に、クマタカ問題についてお尋ねします。

4月末に開催された山鳥坂ダム環境検討委員会において、注目種からクマタカを除外することが決定されました。私は環境評価、環境アセスメントとは、事業の影響をなくす、事業の影響を最小限にとどめるだけでなく、事業の正当性、環境保全の重要性をアピールすることに意義があると考えております。

このことから、生態系の頂点とされるクマタカを除外することによって、環境調査の意義を広く周知させる機会を国土交通省みずからが放棄し、同時に、何が何でも山鳥坂ダムを建設することを明確にしたことを示すものと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、扶桑社版歴史公民教科書についてお尋ねします。

まず、大洲市教育委員会では扶桑社版歴史公民教科書をどのように評価しているのかを伺います。

この歴史公民教科書は、教育課程審議会答申に対し適応しているのでしょうか。まず、その中で2点私はお尋ねします。

問題解決能力の育成に資する教科書になっているのか。教育課程審議会答申では、知識の暗記に陥りがちな教材の精選を図るとともに、学び方や問題解決能力の育成に資する教材を豊富にするなど、教科書のあり方を工夫する必要があるとされております。扶桑社版歴史公民教科書は、これに適応しているのでしょうか。

次に、教科書検定の際の具体的判断基準を定めた義務教育諸学校教科用図書検定基準では、図書の内容に他の教科、学習指導要領に示す他の分野または他の領域、道徳及び特別活動の内容と矛盾するところや不必要に重複しているところはないこととされておりますが、重複記述は避けられているのでしょうか。

次に、中央公民館の館長人事についてお尋ねします。

なぜこのような事件が発生したのか、発生の原因をお尋ねします。どうして市長部局から中

央公民館長人事に関し教育委員会への指示が行われたのでしょうか。今回の人事は明らかに教育委員会制度が採用されている趣旨を無視した行為と指摘せざるを得ません。

上司からの指示を無限に受け入れる体質が市職員の間に蔓延しているのでしょうか。職員採用の際の宣誓書には、地方自治の本旨を呈するとともに、公務を民主的かつ効率的に、能率的に運営するべく責任を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓いますと記載されております。全職員が読み上げ、署名をしたはずですが。

次に、懲罰についてお尋ねします。

総務省の自治行政局公務員部公務員課発行の地方公共団体における汚職事件に関する調べの概要の13年度版によりますと、13年度には公文書偽造事件が3件発生し、これに対する行政上の措置は、免職が1、停職が3となっております。

この概要で3件の内容は明らかになっておりませんが、これに対する措置は明らかに今回の大洲市の処分より重いものとなっております。今回の懲罰委員会の決定でよいのでしょうか。

次に、今後このような事件を発生させないために、どのような防止策を考えていらっしゃるのかお尋ねしておきます。

最後に、大洲市議会の在任特例に対する市長の見解を伺います。

合併協議会で10カ月の在任特例が適用されることに決定されました。そして、6カ月が経過しましたが、日ごとに在任特例に対する市民の皆さんの批判の声が強くなっていると感じております。

私は1月の臨時議会で、在任特例を検討する特別委員会の設置を提案し、その後3回特別委員会を傍聴させていただきました。そこでの在任特例を是とする代表的な意見は、20回の合併協議会で積み残したことを決定するための在任特例だ。したがって、在任特例を適用すること

に何ら問題はないとする意見が大半であったと思っています。

そこで、私の感じたことは、合併協議会是在任特例を適用するために行われたのかなど。20回で決定されないことが残るのであれば、25回やっても30回やっても合併協議会はよかったのではないかと。なぜ20回しか開催されなかったのかというのが私の率直な感想であります。

ある新聞社の報道によりますと、総務省の合併推進課は、在任特例を設けた理由を2つ上げております。その一つが、地域の代表が急激に減少することを避け、新しい自治体への移行を円滑にするとするのが1点であります。2点目として、議員は職を失うため、合併に対し消極的になりやすい。そうした障害を除去する観点からとして2つ目の理由を説明しております。

そこで、改めて在任特例の是非を市長はどのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

以上、私の一般質問を終わらせていただきます。理事者の皆さんの明快な御答弁をお願いいたします。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、ただいまの有友議員さんの御質問のうち、3点についてお答えをいたしたいと思います。

まず最初に、財政問題でございますが、最終財政規模と公債費残高についてお尋ねがございました。平成17年度の一般会計最終財政規模につきましては、約250億円程度を見込むものであります。

また、平成16年度末における地方債現在高につきましては、一般会計366億3,077万円、特別会計70億3,584万円、企業会計103億9,550万円、合計で540億6,211万円という状況になっております。

公債費残高削減についてはどうかというお尋

ねでございますが、この地方債残高が平成17年度の財政運営でどの程度減るのかということでございますが、今年度の借り入れにつきましては、一般会計で繰越事業分を含めまして約32億円を計画しております。一方、償還額が約39億円ありますので、差し引き約7億7,000万円程度減の見込みでございます。

特別会計9会計につきましては、公共下水道整備事業の推進によりまして、約5,000万円程度ふえる見込みであります。

また、企業会計3会計につきましては、約4億5,000万円程度減の見込みでありまして、全会計で約11億7,000万円程度は減少する見込みであります。起債管理につきましては、毎年度の収支バランスの維持や中・長期的な視点によりまして慎重に行っている必要があるかと考えとる次第でございます。

それから、第2点でございますが、大きい3番の中で山鳥坂ダム問題につきまして、建設反対期成同盟会が5月に総会を開いて、大半反対決議をされたように聞いておるがという、市長はどう考えておるかというこの1点でございますが、これは私もそのような概略の報告は受けておるわけでございますが、ただ議員さんの立場と私のもとの立場と違うもんですから、推進する側と反対する側とはおのずと物の言い方は変わってこうかと思います。

私は、いろいろ障害もありましょうが、百年の大計に立ってぜひやっていかないけんという気持ちで今回も立候補いたしましたし、皆さん方の御支持を得てこの場に立っておると理解をしておりますので、肱川旧町の皆さんに、全体の方に、こういう特定の方だけでございませんで、お話をさせてもらって、そういう意見も踏まえながら、あるということは事実でございますんで、それは踏まえながらやっていくと。顔も変わりましたし、市役所の体制も変わりましたんで、そういうスタッフでまた国・県の力をかりながら、地元の御同意を得て取り組んでい

こうという気持ちで心新たにしとるところでございまして、そういう期成同盟会のそういう模様が経過としてあったということは十分踏まえてございますが、そこら辺も御理解いただきながら今後取り進めていきたいという認識をしておりますので、ひとつ有友議員さんもまた責めるところは責めてもらって結構でございますが、議員さんの地元でも堤防の問題はやっぱり避けて通れない、議員さんもそうは言いながら一番気になるところだろうと思いますので、その点はひとつよろしく御協力方お願いしたらと思います。

それから、第3点で私が名指しで質問をされております在任特例でございますが、この問題はまさに今佳境に入っておる問題でございまして、私が軽々に発言すべきでないと思っておりますが、この問題についての見解を言えということでございますんで、あえて述べさせていただきます。

この件につきましては、さきの3月定例会の場でもお二人の議員さんに重々お答えを申し上げましたように、議会の皆様みずからが特別委員会を今設置されまして検討を重ねられておるところでございまして、先日、けさの新聞ででしょうか、お隣の八幡浜市の状況も報道されております。そういったような種々の事情を十分に勘案されまして、いずれ当市議会でも賢明な判断を下されるものと思っております。その結果は十分に尊重してまいる所存でございますので、私といたしましては、合併協議会当時、議員の一人としてともに確認をしてきた立場で、そういう経過も十分知り尽くしておりますので、ここで今立場が変わった上で見解を申し上げるということは差し控えさせていただいたら幸せだがというふうに思っておる次第でございます。

以上、大変な問題でございますが、よろしく御判断いただきますようお願い申し上げまして私からの3点の答弁にかえさせていただきます。

す。

○首藤馨助役 議長

○田中堅太郎議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 有友議員さん御質問の土地開発公社についてお答えをさせていただきます。

土地開発公社の保有資産は、阿蔵・高山用地を含めまして平成16年度末現在、面積で44ヘクタール、簿価で45億円となっておりますでございます。

議員さん御質問の簿価と時価との乖離でございますが、分譲団地につきましては、処分開始する折に鑑定等により時価を把握しておるところでございます。現在すべての時価を把握しているところではございませんが、昨日もお答えいたしましたとおり、不動産鑑定事務所2社によりまして現地を確認させまして、すべての資産について適正価格、処理方法、処理時期等について意見をいただくよう依頼をしているところでございます。

また、年間の金利でございますが、約4,000万円となっておりますでございます。

このような現状を招いた原因といたしましては、阿蔵・高山用地のように開発計画が実を結ばなかったこと、また長期にわたる景気の停滞及び国、地方を通じる財政状況の悪化等を背景といたしまして、大洲市の事業の繰り延べや見直しによる買い戻しのおくれなどによりまして、保有期間が長期にわたったことも原因の一つであると考えております。

健全化の方向といたしましては、今回総務省より土地開発公社の健全化対策が講ぜられることになりまして、この健全化対策に取り組むとしたものでございます。あわせまして金融機関の金利の交渉も進めまして、低利での借りに努めてまいっておりますでございます。

議員御提案の特定調停でございますが、まず健全化対策を進めてまいりますので、現在のところ考えてはおりないわけでございます。調停

には法的な効力はないわけでございますが、債権者の同意が1点は必要でございます。

特定調停以前に大洲市による再建計画が必要であると考えておるところでございます。今回の総務省より出されました経営健全化対策によりまして、公共用地取得事業債、これによりまして買い取りをいたしまして、あわせて他の資産につきましても金利の引き下げ等を交渉していくことが最優先であると考えておるところでございます。

今後も開発公社の経営健全化対策につきましては、議員各位及び関係機関との十分な協議検討を行いまして進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○三保禮三建設農林部長 議長

○田中堅太郎議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 それでは、私の方からは、山鳥坂ダム問題のうちクマタカ問題についてお答えをいたします。

環境影響評価は、山鳥坂ダム建設の適否を判断するものではございませんで、事業の実施が環境に及ぼす影響について総合的に評価するものでございます。

また、山鳥坂ダム環境検討委員会は、ダム建設事業について環境面からの技術的助言を専門家からいただきまして、環境影響評価の方法書を作成することを目的としたものと伺っております。

生物の調査におきましては、全体的な生息種の確認を目的とした基本的な調査を行い、その後確認をされた重要種を対象とした重要種の調査及び生態系に関する注目種の調査が実施されるようでございます。

注目種の選定におきましては、年間を通じて定着をしていること、事業実施区域及びその周辺への依存度が高いことなどの基準がございま



す。

議員御指摘のクマタカは、ダム事業の実施区域やその周辺に定着をしておりますので、依存度が低いことから上位性の注目種としての選定をすることは適正ではないということで見送られたものでございます。

しかしなお、飛翔は確認をされていることから、重要な種として選定されておりますし、再び事業実施区域に戻った場合は対応すると伺っております。

クマタカは今後も種の保存の観点から重要種としての調査は継続されることになっておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○尾崎公男教育部長 議長

○田中堅太郎議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、私の方からは、教科書についてと公民館長人事につきましてお答えを申し上げます。

まず、扶桑社版歴史公民教科書についてでございますが、どのように評価をしているのかということでございますが、教科書の選定につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行例によりまして8月31日までに行うこととなっております。

選定方法につきましては、大洲市と内子町は同じ教科書を使用しておりますことから、大洲喜多地区教科用図書採択協議会を設置いたしまして、この中で十分協議を重ねまして、最終的にはそれぞれの教育委員会で決定する運びとなっております。

扶桑社の教科書についてどのように評価しているかということでございますが、現在はちょうど大洲喜多地区教科用図書採択協議会におきまして、すべての教科書につきまして調査研究をしている段階でございますので、教育委員会としては、扶桑社の教科書について評価をでき

る立場ではございませんが、いずれにいたしましても、文部科学省の検定に合格をしたものでございますので、他の教科書と同列であるというように認識をしているところでございます。

次に、教育課程審議会答申の適応についてということでございますが、扶桑社の教科書につきましては、啓蒙書、解説書になっている上、間違いも多いとの御指摘でございますが、先ほども申し上げましたように、現在は評価できる立場ではございませんが、今後大洲喜多地区教科用図書採択協議会におきまして、公平公正な立場で総合的に評価していただけるものというように考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、中央公民館長人事についてでございますが、まず発生原因についてでございますが、今回の中央公民館長人事に関します一連の事件につきましては、まず市部局より教育委員会の人事について意見を述べられたことが第一の要因と考えております。

さらに、大洲市公民館条例第3条の館長の任命に関しましては、あらかじめ公民館運営審議会の意見を聞かなければならないという定めを遵守せず、正規な手続を経なかったことや、上司から部下への指示におきまして、その内容に適正さ、明確さが欠けたこと、また指示を受けた部下におきましても、漫然と事務を遂行したことなど、公務員として適正な事務処理を怠ったことなどが主な要因であったというようにとらえております。

次に、処分についてでございますが、今回の職員の不祥事に対します処分につきましては、地方公務員法に基づきまして厳正に対処しているところでございます。その処分の決定につきましては、職員の分限・懲戒審査会を開催いたしまして、平等取り扱いの原則、公正の原則に基づきまして、過去の事例や他市の事例、また顧問弁護士の意見を参考にしながら、社会通念上逸脱しない処分を決定したところでございま

して、今回の処分につきましては、適正妥当な処分であるものというように考えております。

次に、防止策についてでございますが、今後の防止策といたしましては、先ほど発生要因としてお答えしましたことを踏まえまして、法令等の遵守のさらなる徹底と命令・指示系統の的確性を確保することが必要であるというように考えております。

さらに、それぞれの状況に応じまして一人一人がみずから考え、的確な事務処理を実現する能力の習得に向けまして、職員の指導を徹底し、信頼回復に努めたいというように考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

以上、お答えといたします。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

(8番有友正本議員「ありません」と呼ぶ)

次に、梅木良照議員の発言を許します。

○1番梅木良照議員 議長

○田中堅太郎議長 梅木良照議員

〔1番 梅木良照議員 登壇〕

○1番梅木良照議員 議長のお許しをいただきましたので、河辺会派を代表して質問をさせていただきます。

本議会には大洲市の平成17年度の補正予算が提出され、新大洲市長として「きらめき創造大洲—みとめあい ささえあう 肱川流域都市—」を、そして南予の中核都市を目指されて、大森市長のカラーを出されながらの予算編成がなされております。

厳しい財政状況の中、大森市長の思いのほんの一部しか具現できなかったのではないのでしょうか。高度成長期に市長に就任されていたのだったら、どんどん自分のカラーを予算に反映できたでしょうが、財政改革が最優先されなければならない状況の中での予算編成に、もどかしさといら立ちを感じられておられるのではないのでしょうか。

ただ、大森市長にはまだまだ十分時間がございます。英知を結集されながら強力なリーダーシップを発揮されて、押しも押されもしない南予の中核都市の地位を築かれることを熱望いたします。

それでは、通告いたしております項目について順次質問をさせていただきますので、2回目、3回目の質問が要らないよう明快な答弁をお願いいたします。

まず第1に、大洲市の第三セクターの現状と支援についてお尋ねいたします。

国はもちろん全国的に自治体の財政は大変厳しい状況下であり、大洲市の財政も厳しい状況にあることかと存じます。

このような中、財政健全化に向けて市長を初め理事者の英知を結集しての取り組みがなされており、今回特に重要視されている大洲市土地開発公社経営健全化対策スケジュールが発表されたわけですが、3代前の市長当時に発生し、20年近く放置されていたこの問題に、就任間もない状況の中、間髪を入れずに取り組まれる大森市長のリーダーシップに敬意とエールを送るものであります。

そのような経営健全化に積極的に取り組まれている市長ですので、既に第三セクターの実態調査も指示されていることかと思います。

先般の新聞報道でも、県内の第三セクターで経営状況を公開した法人のうち、赤字法人は41.7%、県内第三セク経営改善遠くと報道されており、議員としても非常に興味を持っておるところです。

そこでまず、大洲市の第三セクターの現状をお聞かせいただきたい。出資比率ごとに大洲市の第三セクターの法人数は何団体か、そのうち黒字の団体数と黒字額、赤字の団体数と赤字額、第三セクターへ大洲市が出資した補助金総額をお尋ねいたします。

在任特例で在職する議員としては、どうしても地域のことが心配であります。河辺地域には

2つの第三セクターがあります。

1つは、ふるさとの宿の宿泊施設の管理運営をメインとした株式会社ゆうとぴあ河辺ですが、この方は設立後17年間になります。2年目から黒字経営を続けており、厳しい環境下ではありますが、引き続き地域のシンボリック的存在として発展してほしいと願っております。

もう一つに、担い手公社やまびこ有限会社があります。設立後まだ5カ月しか経過してない会社ですので、もちろん黒字経営を望むのは無理があります。現在まだ赤字経営だろうと思います。赤字であれば、行政改革大綱の策定も目前に迫っており、改革の矢面に立たされることになります。

第三セクターになった段階で法的には支所長、課長、担当者には決裁権はもちろん何の権限もありません。そうかといって役場主導で設立した会社ですので、担当者を初め課長、支所長は責任を感じて経営改善に日夜頭を悩ませています。できればそっとしておいてほしいと願っているのかもしれませんが。そこが私と少し意見が異なるところで、私は大洲市役所には市長を初め優秀なスタッフがたくさんおいでるので、すべての情報を開示して御指導を受け、せっかくなつくた第三セクターの存続に向けて対策を講じてほしいと願っております。

特に農林業受託部門は河辺地域住民が待望していたものであります。高齢化が進む中、農林作業もままならない住民の要望に十分こたえています。ぜひ存続していただきたい。

在任特例中の議員としては、このような機会は最後かもしれませんので、取り越し苦労かもしれませんが、費用対効果のみで判断されことなく、地域の実情を酌んでいただき、自立へ向けての対策と支援が必要と考えるが、市長のお考えをお聞かせいただきたい。

次に、災害発生時の市民への情報伝達の確立についてお尋ねをいたします。

昨年は例年にない台風の来襲を受け、河辺地

域では20時間以上の停電を2回経験し、文明社会の不安定さを嫌というほど経験いたしました。真っ暗やみでふろには入れない、御飯は炊けない、冷凍室の食品はだめになる、テレビニュースは見られない、携帯電話さえ使えず、役場からの情報は全く伝わらない不安な状況を味わい、家庭での災害時の備えの重要性を認識したところです。

各家庭の備えについては、今後広報、放送などの情報手段を通じて周知されることを希望しておきます。

ことしも既に台風4号の発生を見ております。ここで、災害時の市役所から市民への情報伝達は万全か、お尋ねいたします。

河辺地域では、電話回線利用のオフトーク通信から防災行政無線に切りかわりましたが、この施設も停電になれば数時間しかもたないともお聞きしますが、20時間停電になった昨年の災害を教訓に、その対策は十分にとられているのかお尋ねします。

河辺地域のみならず災害時には、家屋災害はもちろん、情報のおくれが人災まで招きかねない大洲地域や長浜地域での情報伝達体制は十分にとられているのかお尋ねをいたします。

次に、災害時の交通網の確保についてお尋ねします。

昨年の台風では、陸の孤島化した日がありました。大洲に勤務していて河辺に帰る道がすべて通行不能となり、大洲市のホテルに宿泊したところ、ホテルの駐車場へとめておいた車が水没した気の毒な方もおいでます。急病人の搬送に上がった救急車が出られなくなりました。

情報の遮断ももちろんですが、交通の遮断も大変なことであります。病人は待ってくれない、勤務は休めない、でも何とかしなくてはならない。中心部の市民の皆様にはわからない周辺部の悩みです。

昨年の台風来襲時は、それぞれの自治体の取

り組みでしたが、今期は合併のメリットを生かして総合的に対策を考えていただきたいと願っております。

例えば河辺から肱川町への道も、メインの県道だけでなく、市の道路も何本かあります。その道路を事前に調査し、草刈りや路面整備などをし、いつでもどれかは代替道として通行できる状態にしておく対策が必要かと考えます。

もちろん河辺地域だけではなく、周辺部の地域はすべてに言えることです。災害に強い町、安心して住める町を提唱されている市長さんです。十分御理解いただけたと思います。

中心部だけでなく、大洲市全体が災害に強い町、安心して住める町でなければなりません。

東京では、道路の防災対策などを考える災害と道のシンポジウムが開催され、北側国土交通相が、集落の孤立や迅速な救援、復旧活動を支えるためには、道路斜面の防災対策や代替ルートの確保といった安全で信頼性の高い道路網の確保が重要だと述べられています。

台風時期を迎えて、交通網事前調査及びその対策についてのお考えをお聞かせいただきたい。

次に、公平な市政運営についてお尋ねします。

公平な市政運営は、合併市町村にとって旧市町村間の垣根を取り除く最も重要な問題であると考えますが、先般の肱南公民館長選任の際に違和感を覚えたのは私一人ではないと思います。

私は肱南公民館長選任の際の手続を問題にしているのではないことを最初にお断りしておきます。肱南公民館長が必ず中央公民館長になるという取り決めがなされていることを初めて知ったわけですが、旧大洲市においてどのような事情で決められたのかは知りませんが、新大洲市は旧4カ町村が対等合併してできたものですし、また大洲市においても肱南以外の平野地区でも、肱北地区でも、あるいは新谷地区でも、

中央公民館長として最もふさわしい人材があっても選任できないことは、公平な市政運営に矛盾がありはしないでしょうか。

今回新市発足で長浜町から教育長が誕生したように、広く人材を求める姿勢を貫くことはもとより、市政全般に公平な運営をされることが、旧市町村間に垣根のない住んでよかったと思える一体感のある大洲市が築かれるのではないのでしょうか。

市政全般に公平な運営をされるよう監視することは、在任特例で在職する議員、特に周辺の議員の最も重要な任務の一つと考え、教育委員会には、今後の中央公民館長選任に大洲市全域から有為な人材を登用するよう変更されるおつもりはないか、市長には、最高責任者として今後人事はもとより、市政全般に公正な市政運営をしていただくことを願い、改めて市長の所信をお聞かせいただきたいと思います。

次に、情報格差についてお尋ねいたします。

この件につきましては、3月の定例会一般質問でもいたしましたわけですが、いま一つ前向きな回答を得られなかったので、改めて質問をいたします。

まず、大洲市は県と市町村でつくる県電子自治体推進協議会に加盟されておられるのでしょうか。その無線LAN検討部会は、高速インターネットに接続できない地域解消に向け、無線LANを活用した実験結果をまとめられました。

県内の山間部や離島などにはブロードバンド環境が未整備でオンラインの行政サービスを快適に受けられない地域が残っており、同部会はコストや技術などの観点から、無線LANの有効性を調べられました。

報告書では、小規模集落が点在し、各集落の基地局が各戸から見通しのよい位置にある地域では、無線LANの有効性が最も発揮できるとされております。電子政府、電子自治体の実現が目の前に迫っている現在、南予の中核都市を

目指す大洲市として、先行して取り組まれる内子町、今回の吉田町などにおくれないよう積極的に取り組まれる必要があると考えますが、お考えをお聞かせいただきたい。

以上で一般質問を終わります。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、ただいまの梅木良照議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず、冒頭言われましたように、できるだけ今議会が最後にならんようにひとつ頑張っていたきたいと思うことが1つと、それから大変在任特例期間中の議会で皆さん大勢おられるわけですが、本当にこの後どうなるんじゃないかということが一番心配されておることだというふうに私もよく理解できますので、できるだけ誠意を持ってお答えをしたいと思っておりますが、二、三点、私の方からお答え申し上げ、あとの問題はそれぞれ助役以下で具体的に御答弁申し上げますので、よろしく願いしたと思います。

農林関係の第三セクターの問題でございますが、これは私も既に視察をさせていただきました、貴重なイチゴを、まだ余りなっておらんだんですが、ぜひ食べてみてくれということであらうだいたしましたが、大変おいしい立派なイチゴができておりまして、意気込みといひましようか、よく頑張っておられるということは承知をしておりますし、経営の内部につきましては、これから長浜それから肱川町、次にやまびこの関係、河辺のことにも入っていくと思うんですが、順次第三セクターの会社の関係の会合に出ておりますので、御趣旨のほどはよく踏まえて取り組んでいけるようにしたいというふうに思っております。

それから、道路あたりの問題があったわけですが、大変道路の問題も再々入らせていただきまして、よく承知をしております。それで、迂

回路につきましても、何回か通らせていただきました。雪がのけてありましたが、非常に雪が邪魔をしますんで、路肩狭い上になお狭くなって大変難渋をしながら巡回をした経験を持たせていただきました。

今回も辺地債あるいは過疎債、こういうものは長浜、肱川、河辺、大洲にも一部あるんですが、そこら辺よく担当とも調整をいたしまして、河辺あたりもいろいろ行った中でお話がございました。そういうところはできるだけ舗装もしたり、それから一部改良もしたりということで、特段の配慮をしたつもりではございます。まだ具体的にはなかなか表明ができておらんと思いますが、順次そういうことでおりていこうかと思ひますんで、この点はそういう気持ちを持って当たったということだけは御理解をいただきたいと思う次第でございます。

それから、公平な市政運営について、これは最も大事なことを言われたと思っております。市政全般についてもしっかりとこの問題は自覚をしてやれということだろうと思ひますが、以下準備しております答弁書がございますので、それに基づいて御答弁申し上げます。

特別職や各種委員会委員など公職の人事につきましては、市民の皆様に納得いただける公平公正な人材登用が必要と考えておりますが、今回の事案によりましてその重要性を改めて認識したところでございます。

今後は、年齢、性別、特に女性の登用、肩書きや経歴など先入観に余りとらわれることなく幅広く人物本位で地域性等を考慮し、あらゆる分野において意欲のある人材を発掘し、適材適所に参画できるよう公平公正な登用を図ることにしたいと基本的に考えております。

これらのことによりまして、市民の皆様の幅広い意見が反映された風通しのよい市政が今後進めていけるのではないかというふうに思っております。おる次第でございます。

それから、市政全般の推進についてでございます

ますが、これもやはり公平公正で各種施策の立案や事業の実施が図られるよう、法令や条例に従いまして適正な業務の執行に努めているところであります。

御承知のとおり、今回大洲市では、地方自治法の規定に基づき新市総合計画の策定に取り組んでいるところでありますが、計画策定に当たりましては、実効の上がる市民アンケートの実施や総合計画審議会の開催等を通して市民の皆様の御意見を十分にお伺いすることにしております。

梅木議員御指摘のように、周辺地域の振興策、これには特に配慮をいたしまして、一部地域に偏った計画となることのないよう、中心部と周辺地域とのバランスのとれた計画を策定していきたいと思っております。

ただ、1つ私の経験から言わせていただきますと、いよいよ事業実施の段階目前に至りまして、地元の受け入れ体制のいかんによりまして事業化に温度差が出てくることがままあるのも事実だと思います。関係議員さん方には時として御無理を言うことにもなろうかと思いますが、特段の御協力、お力添えを重ねていただきますようお願いを申し上げたいと思う次第でございます。

さらに、周辺地域の事業の実施に当たりましては、有利な先ほど申しあげましたような辺地債や過疎債を優先的に充当いたしまして、地域おこしなどまちづくりのソフト事業に対しましても、国・県の合併支援策等を積極的に活用することによりまして、周辺地域の振興には気配りをしてまいりたいと考えております。

今後におきましては、市内各所で計画をしております地域審議会や市政懇談会の開催を通して、市民の皆様のお考えを直接に私に聞かせていただきまして、さらに公平で公正な市政の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、議員さん各位の御理解、御協力を重ねてよろしくお願い申し上げます。

その他につきましては、それぞれ助役以下がお答えいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○首藤馨助役 議長

○田中堅太郎議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 梅木議員御質問中、大洲市の第三セクターの現状と支援についてお答えをいたします。

支援につきましては、先ほど市長が申しましたとおりでございます。細部にわたりますことについてお答えをさせていただきたいと思っております。

第三セクターの運営につきましては、収益性を追求するだけでなく、公益性も重要視いたしまして、このことによりまして地域住民のサービスの向上を初め、地場産業の育成など民間レベルとは異なる条件下で運営が行われてきたと思っております。

しかしながら、御承知のように、第三セクターを取り巻く状況は、バブル崩壊後経済環境が大きく変化いたしまして、その悪化の影響を受けて経営が深刻化するなど、一段と厳しさが増しておる状況でございます。

このことから、全国的にも第三セクターの運営改善等に取り組む必要性が高まっておるところでございます。第三セクターの経営いかにによりましては、出資自治体の財政運営にも大きな影響を及ぼすケースもあり得ることでございますので、当市といたしましても、定期的な経営状況調査、団体への個別指導、全体指導などによりまして健全な経営の確保に努めているところでもあります。

御質問の第三セクターの法人数でございますが、精算中の1法人を除きますと、大洲市全体で8法人となっております。この8法人につきまして、出資比率ごとにその内訳を申し上げますと、100%出資が2法人でございます。73%出資が1法人でございます。60%出資が2法人

でございます。50%出資が1法人でございます。38%出資しておるのが1法人でございます。0.3%の出資しておる法人が1でございます。

次に、経営の状況でございますが、平成15年度の決算につきまして、本年1月に法人化いたしました1法人と出資が1%にも満たない1法人を除きました6法人について申し上げますと、5法人が単年度黒字となっております。この黒字額を合計いたしますと3,392万円となっております。黒字経営を維持している状況にあるわけでございます。

また、残り1法人につきましては、離島からの船舶による輸送を確保するという離島航路の不採算性が起因しておるところでございます。その状況を申し上げますと、平成14年で3,144万円の損失となっておりますが、この欠損額に対しましては、補助金といたしまして国から2,766万円、愛媛県から187万円、旧長浜町から191万円の支援を受けて運営がなされておるわけでございます。今後も国・県と一層協力いたしまして、その維持改善に努めていくものと考えております。

このほか第三セクターに対する補助といたしましては、先ほど梅木議員さん言われましたとおり、農林業事業体やまびこへの助成金1,000万円を今年度当初に計上いたしておるところでございます。

このような状況でございますが、第三セクターに対します公的支援のあり方につきましては、平成15年12月総務省より第三セクターに関する指針が示されております。この指針の主な内容を申し上げますと、第三セクターは独立した事業体であり、その経営は当該三セクの自助努力により行われるべきであり、単なる赤字補てんを目的とした公的支援は行うべきではなく、完全民営化を含めた既存三セクの見直しを積極的に進めるべく適切な対処を求めるというものでございます。

今後当市といたしましては、定期的な点検評価に努めまして、経営の安定と改善策の検討とともに、梅木議員御指摘のように、地域に根づいた責任ある企業として住民サービスの向上と地域の振興など、公共的、公益的な面からもその使命を果たしているかということを行政上の判断に加味いたしまして市の支援のあり方などについても考えてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○小島健市企画財政部長 議長

○田中堅太郎議長 小島企画財政部長

〔小島健市企画財政部長 登壇〕

○小島健市企画財政部長 それでは、私の方からは情報格差是正に関する御質問にお答えをしてみたいです。

まず、大洲市が愛媛県電子自治体推進協議会に加盟しているかという御質問でございますが、市町村行政手続の電子化につきましては、平成14年度開催の県知事さんと全市町村長による愛媛トップミーティングにおきまして、電子自治体構築に向け共同で電子申請等の事業化を進めるという方向で合意をされております。

その後、平成15年7月に県と県内の全市町村が電子自治体の構築を進めるために、その推進母体として設立いたしましたのが愛媛県電子自治体推進協議会でございます。

この協議会には設立の当初から加入をいたしておりまして、新大洲市においても引き続き参加をしている状況でございます。

梅木議員さん御指摘のように、無線LANの実証実験や有効性などについても、その実情など情報の入手に努めまして研究をしてみたいと考えております。

次に、情報格差是正についてどのように考えているかという御質問でございますが、御案内のように、政府は平成12年11月にIT基本戦略を決定するとともに、IT基本法を定めており

ます。そして、平成13年1月のe-Japan戦略の決定を手始めといたしまして、段階的に重点計画を掲げられまして、超高速ネットワークインフラの整備を目標とし、各種施策を推進している状況でございます。

こういった状況下におきまして、合併前の旧4市町村では平成16年度に、地域の距離感や情報格差の是正を図るため、地域の皆さんが頻繁に御利用をされます公民館などの公共施設を対象といたしまして地域イントラネットを構築したところでございます。この情報基盤の整備は、市町村合併に伴います地域情報化に対し一定の成果があったものと考えているところでございます。

今後の情報化についての考え方でございますが、地域情報化にはその目的によりましていろんな方法がありますし、また情報通信技術の進歩は目覚ましいものがあると考えております。

ただ、現段階では情報通信施設の整備やその維持管理費には多額の費用が必要となるわけでございます。その結果財政の悪化を招く要因ともなりかねない面を持っておるのも事実でございます。

また、市民の皆さんの間では地域情報化に対するニーズに開きがあるということも考えているわけでございます。インターネットの利用状況とかケーブルテレビの普及状況、利用者負担などといった点を考慮した場合、より多くの皆様に利用していただくにはその課題も多く、地域情報化に対する機運が十分に醸成されているとはいいがたい一面もあるのではないかというふうに認識をいたしております。

しかしながら、電子政府、電子自治体を目指しました高度情報化社会への取り組みが、国及び県におきまして着実に進められているのも事実でございます。したがって、今後の情報化につきましては、どのような方法でどのようなサービスを提供するのがより効果的で経済的かなどにつきまして、国・県の支援の施策の動

向等もよく見きわめながら、中・長期財政計画も踏まえて慎重に検討をして対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上、お答えといたします。

○白石隆壽総務副部長 議長

○田中堅太郎議長 白石総務部副部長

〔白石隆壽総務副部長 登壇〕

○白石隆壽総務副部長 それでは、私の方からは災害発生時の市民への情報伝達機能の確立についてお答えをいたします。

災害時における市役所から市民への情報伝達につきましては、現在大洲市防災行政無線、大洲消防署の緊急伝達システムいわゆる消防無線でございます。それから、有線放送並びに広報車により行っております。

また、現システムに加えまして、水防団や自主防災組織そして地域の実情に詳しい区長さんにも、必要とされる情報が的確に伝わるようその見直しを行い、万全を期したいと、このように考えております。

また、将来的には携帯電話やインターネットを利用したシステムづくりについても総合的に検討を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○城戸良一建設農林副部長 議長

○田中堅太郎議長 城戸建設農林部副部長

〔城戸良一建設農林副部長 登壇〕

○城戸良一建設農林副部長 それでは、私の方からは災害時の交通網の整備についてお答えを申し上げます。

昨年は過去最多の上陸回数を記録いたしました台風での風水害、さらに新潟県中越地震などにより各種の土砂災害等が発生をいたしました。全国の土砂災害で申し上げますと、統計が開始されました昭和57年以来の最多件数となっております。

本市におけます昨年度の公共土木施設道路災



害につきましても、相次ぐ台風の上陸で、路肩の崩壊また山崩れなど、県道、市道で多くの被害が発生し、各地で通行どめとなりました。

これらの対策としましては、既に完了し復旧した箇所、繰越事業での工事箇所、過年災として今後発注箇所がございますが、順次復旧を図るよう努めているところであります。

また、道路整備につきましては、年次計画をもとに進めておりますが、現在の状況下により国・県とも公共事業、特に県単独の道路予算が年々削減され、重要路線の中から優先的に整備する重点化が図られております。

合併後の道路状況といたしましては、県が管理する大洲土木事務所管内の国道と県道が延長338キロメートル、市道延長1,616キロメートルとなりました。

議員御指摘であります交通網の調査や整備などの事前対策を図ることは重要であると認識をいたしております。このことから、現地確認や道路網図で通行経路の現状をさらに把握いたしますとともに、危険とされます箇所などにつきましては、降雨量の状況により看板設置での注意また通行どめなど必要な措置を講じていきたいと考えております。

次に、整備につきましては、年次計画により予算が確定し、用地の承諾を得ている箇所を実施し、予算が確定されていない、また用地の承諾を得ていない箇所につきましては、時期を見ての実施となります。

なお、路面の補修等につきましては、必要な箇所から順次対応し、また草刈り等の作業につきましては、地域の方々の御協力をいただきながら安全な道路管理に努めていきたいと考えております。

今後におきましても、厳しい状況下ではありますが、道路は市民の生活生命線また災害時の避難路として大きな役目を果たします。このことから、起債事業や単独事業の導入により、防災対策を含めた事業推進に努め、公共施設などの

災害の応急対策に関しましては、万全を期して対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、お答えといたします。

○叶本正教育長 議長

○田中堅太郎議長 叶本教育長

〔叶本正教育長 登壇〕

○叶本正教育長 私の方からは、公平な市政運営についての中での大洲市中央公民館長の人選についてお答えをいたします。

中央公民館につきましては、地区公民館相互の連絡調整や生涯学習関連施設との連携を図りながら情報の収集や各種相談の機能の充実に努めるなど、市内全域における生涯学習の拠点としての中心的役割が求められております。

大洲市中央公民館は、昭和44年に開館いたしました。その後昭和57年に地元からの要望によりまして地区館として肱南公民館が同一の施設の中に併設されたものであります。公民館長につきましても、内規により兼務しているのが現状であります。

今回の市町村合併により公民館を取り巻く諸条件も変化してまいりましたので、現在の大洲市中央公民館長の任期が満了となります平成18年度末を目途にそれぞれの公民館を独立させるとともに、中央公民館につきましては、市内全域から選出された専任の館長の登用の方向で検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

（1番梅木良照議員「明快な答弁をいただきましたので、ありません」と呼ぶ）

次に、二宮秀一議員の発言を許します。

○13番二宮秀一議員 議長

○田中堅太郎議長 二宮秀一議員

〔13番 二宮秀一議員 登壇〕

○13番二宮秀一議員 議長の許可を得ましたので、先般通告いたしておりました2点について質問をさせていただきます。

まず、第1点といたしまして大洲市立図書館建設についてお尋ねいたします。

5月に実施されました市議会の管内視察において、大洲市立図書館に出向き、35年間もの長きにわたり利用されてきました建物が、壁の亀裂も甚だしく、書棚においては指でつついても動く状態であり、地震などの災害でも起これば大変だと感じたわけです。

本来ですとゆったりと落ちついた雰囲気の中で本を親しむべき空間が、図書館というよりも図書収納室の感じさえしたわけです。隣町の内子町には内子町らしい図書館が建っています。我が大洲市におきましても、大洲城にマッチした立派な図書館建設を望みますが、市長はどうお考えかお尋ねいたします。

次に、山鳥坂ダム建設についてお尋ねいたします。

さきの3月議会におきまして、我が肱風会の神井議員が山鳥坂ダム建設について一般質問をされ、大森市長は、山鳥坂ダム建設は新大洲市の最重要課題と位置づけをされ、また主要地方道小田河辺大洲線につきましても、河辺地域住民の方々のために早期整備をするよう答弁されておられますので、このことを踏まえ、山鳥坂ダム建設において一番の課題であります県道改良についてお尋ねいたします。

県道改良は、山鳥坂ダム建設が表面化する以前からの懸念事項でありましたが、しかしながらダム建設と関連して進められるということで、いまだに解決に至っておりません。山鳥坂ダムより下流は県の管轄に、ダムより上流は国の管轄になり、それぞれ補償額も違うと地元の地権者の方々は難色を示されているのは事実であります。地権者の方々と話し合いをする努力も、前肱川町長また旧肱川町議会も幾度となくしてまいりましたが、県と地権者の方々とのボタンのかけ違いから、いまだその場が持てません。地権者の方々との話し合いこそ最重要と考えますが、市長にお伺いいたします。

また、この県道ルート案が前進しないのならば、他のつけかえ県道を考えておられるのかお尋ねいたします。

県の考えでは、このルート以外は考えられない、地権者の方々の理解が得られるまで努力すると言いつけておられますが、いつまで待てばいいのでしょうか。

次に、ダム建設あつての県道改良なのかお尋ねいたします。

肱川町住民は、最近ではダム建設がなくなっても県道改良は行われるので、ダム建設はどうでもいいと思っておられる方々もふえてまいりました。私は、県道の全面改良はダムありきであり、ダム建設がなければ一部のみの改良もしくは何年も先に延ばされるものだとして解釈しております。このことはどうなのかお伺いいたします。

次に、今後の大洲市としての対応についてお尋ねいたします。

現在国は国、県は県、市は市といったばらばらな動きであるように感ずる次第です。温厚で人情味豊かな旧肱川町の住民は、松山地区の分水のために人道的な立場からダム建設を受け入れ、その後治水のためのダム建設と変わっても、下流の大洲市、長浜の方々の治水のためにいたし方ないとの認識を持っておりました。

しかしながら、下流域の方でダムがなくてもといった発言や、また大洲市の久米川の河川補修、長浜の大和郷地区、また新たに上老松地区の河川整備計画等々が目に見えた動きがあるにもかかわらず、上流ゆえ下流域の方々のために我慢している肱川町におきましては、今が何の動きも見えておりません。クマタカなどの環境調査員が目立つだけです。このいら立ちは想像しがたいものです。

住民は本当にダムは要るのか、できるのか、旧肱川町民だけが損をするのではないかと心配されております。今こそ国・県・市が三位一体となって、特に大森市長がリーダーシップをと

っていただき、手腕を発揮される時期ではないのでしょうか。住民に対する懇談会は考えておられるのか、お伺いいたします。

以上、2点につきまして明快なる答弁を求め、私の質問を終わります。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 二宮議員さんからお尋ねのありました2点でございますが、図書館についても市長はどう考えておるのかというお尋ねでございますので、その1点についてお答えをしたいと思います。

私も言われるまでもなく、よく現況もわかっておりますし、一日も早くしかるべき図書館が欲しいという気持ちは同じでございます。今後検討をして、いろいろ案は出ておるようでございますので、あとはもうただ一つ財政的なことの準備ができましたら、一日も早く大洲市にふさわしい図書館というものをつくっていききたい。

しかも、それを単品でやるか、複合的にやるか、そんなことも含めて十分検討をしていきたいというふうに基本的には考えておりますので、御了解いただきたいと思います。

それから、ダム関連の道路のことでございますが、これももう言われるとおりでございまして、私も就任後まだ日は浅いわけですが、早速に岩谷地区の方へもよく事情がわからんまま参りまして、話を聞かせていただいておりますのでございまして、2番目の国・県、大洲市の三位一体となって懸命にやれと言われることとこれあわせての御答弁になりますが、このように考えております。

山鳥坂ダム建設につきましては、大洲市の長年の懸案事項でありまして、ダムサイトとなる肱川地区にある問題解消に向けて国・県、大洲市が一丸となって取り組む必要があります。大洲市としても、地元の方々及び関係機関との調

整を精力的に行いたいと考えております。

合併後日も浅い中ではございますが、おかげさまで担当職員の皆さんもよく頑張ってくれております。わずかずつではありますが糸口が、今まで何年も調査ができなかった方々のところへも調査に入れて、測量の準備ができつつあるという報告を受けておるわけでございまして、中流で具体的に見えております久米川だけではございませんで、できるだけ歩調を合わせて最下流の長浜とも合わせて弾みをつけていきたいというポイントしてとらえておるわけでございます。

先ほどもお答えいたしましたように、ややもすると特定の、議員さんもその中へメンバーへ入ってもらって、名前を見せていただきましたが、活躍してもらっとるのは承知しとるんですが、商店街の皆さんを対象にということが、ややもすると今まで欠けておるのではないかという私認識をしております。ですから、特定の人だけでの寄り合いでなしに、全体の皆さんに私の気持ちも訴えますし、それから国や県も、今言われましたように、割合ばらばらでやっとなのが今までの実態だと思います。

ですから、なぜトンネルが必要なのか、工事をするためにはあの町中を大きい12トン車のダンプが行き来して果たして耐えられるのかということあたりも切実にやっぱり話をしなかったら、これは変えるつもりは一切ありませんとかという話では、もう住民の方々もそれ以上協議に入れないわけですから、そこら辺がこういう大きな問題の一番のポイントだろうと私は認識しております。

全く極端な、皆さんに笑われるかもしれませんが、話を最初聞いたときに、一方通行にしたらどうですかという話をしたぐらいです。トンネルは工事用道路、もうそれだけは通す、それから乗用車あたりは商店街を通るということで前提で整備をするというのは、法的にはいかんもんですかという話ししたら、えらい笑われま

した。素人的発想じゃということやったんですが、しかしそのぐらいうっぱり踏み込んだ議論をしなかったら、もう何十年もかかっているあやのようになってしまつてわけですから糸が。それを解きほぐすためには、やっぱり足を運んで胸襟を開いて話し合うということがやっぱり一番大事なこの事業を進めるためにはポイントではなかろうかというふうに思っておる次第でございます。

言いましても、まだやっと私も3カ月余りがたったところでございますんで、きのう以来申し上げておりますように、現地へ運ぶことは一つもいけませんので、ですが余り早く私がいきますと、後にこま不足ということになるそうでございますんで、そこら辺は職員の方ともよく協議をしてやっていきたいというふうに思っておりますんで、その点は議員さんの方も御理解をしていただきたいなというふうに思つておる次第でございます。

いずれにしても、関係地域の方々に対しまして、場所は別としてでも、たとえ100メートルでも一連の工事のつち音が聞こえ出したら、どれほどこの事業に弾みがつくものだろうかというふうに常々この1点に絞って思いを寄せておりますんで、関係機関へもどんどん足を運んで、一つもいけません、参りますし陳情に、それから国・県も、就任後よくレクチャーに来ていただきます。つぶさに情勢も聞いておりますので、そういうスタンスで今後懸命に取り組んでまいりたいと思っておりますので、特段のまた御協力をお願いいたします。

○三保禮三建設農林部長 議長

○田中堅太郎議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 私の方からは、山鳥坂ダム建設についての県道の改良について、先ほど市長さんの方から答弁をされましたので、もう大意は伝わっておるかと思えますけど、何点か補足をさせていただいたらと思います。

まず、地権者との話し合いについての御質問がありまして、この件に関しましては、二宮議員さんには大変お世話になっておりまして、まことにありがとうございます。

大変難儀をしておることは事実なんでございますが、山鳥坂ダムの建設に伴うつけかえ県道鹿野川工区と申しまして、約1.1キロございすけども、この道路につきましては、議員さんもおっしゃられましたように、大変鹿野川地区にとりまして全体の問題としてとらえるべきだと基本的には考えとるわけです。上流には河辺地区もございすし、この県道が非常にやはり地区にとりまして重要な幹線道路ということは言わずもながでございますので、そういうことで全体的にお話をするべきということは十分承知をしておるわけでございます。

しかし、先ほどお話がありましたように、ダム問題といたしましては、工事用道路としてそういうことも含めて議論になっております関係で、工事着手の期限もある程度でございます。そんな関係で、可能な範囲、可能な内容でのまずは測量をさせていただかんことには何も動き始めないわけでございますから、そういうことで地権者の皆さん方にお話をしたり、今は個別にお願いをして回っておる状況でございます。

どうぞその辺で御理解をいただきたいと思うんですが、確かに担当課は大変頑張っておるんですが、これにつきましては、大変またこれから大洲市全体として考えなければいけない問題があると認識をしております。

次に、つけかえ県道のルートについてのお話がありました。そういうことで、今議員さんが言われましたことも考えられないわけではないかもしれません。そういうことも考えなきゃいけない時期も来るかもしれませんし、その時期かもしれぬのでございますけども、私ども基本的に今将来の、今あります鹿野川地区を振興していくことを限定に考えますと、今提示をされておりますルートが最適であると大洲市では考え

ているわけでございます。

したがいまして、そういう方向でもう一回り、二回り頑張るつもりでおりますので、御理解を賜りたいと、このように願うものであります。

それから、県道についての仕事がおくれているということで、ダム建設に関しての総体的な話がございました。

この県道につきましては、鹿野川地区はもとより河辺川上流の地区の方々が、先ほども申し上げましたけども、二十有余年という本当の長い間辛抱されてきておる結果でございますので、当然この県道改良につきましては、ダム建設と一体的に進められるものと基本的には考えておりますし、これからもそうあるべきだと認識をして進めていきたいと考えております。

どちらにしましても、肱川水系全体の治水対策を考えますときに、先ほど市長も申し上げましたように、全体的にこの問題は、この問題だけでなく、大洲市の最重要課題ということで御理解をいただいていると思います。特に山鳥坂ダム建設事業の推進には、今後、市長も答弁されましたが、とにかく国・県・市が一体になりまして強力にこれから進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ関係者の皆様、特別の御支援、御協力をお願いを申し上げまして、言葉足りませんが、補足とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○尾崎公男教育部長 議長

○田中堅太郎議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、私の方からは図書館建設についてお答えを申し上げます。

先ほど市長さんの方からお考えは答弁されましたので、私の方からは細部のことについて御答弁を申し上げます。

図書館につきましては、住民が自由に学習機会を選択し学ぶことができる拠点といたしまして、生涯学習を推進する上で最も基本的で重要

な施設でございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、現在の図書館につきましては、昭和45年に建設をされて、老朽化をしております。機能面など利用者のニーズに十分に対応しきれないところなどの御迷惑をかけているところが現状でございます。

図書館の整備につきましては、社会教育施設の中において今後最優先に取り組むべき施設であるとの認識のもと、新市建設計画の中で位置づけを行っているところでございます。

平成15年度からは職員レベルでの図書館等文化施設整備検討班を設置いたしまして、県内外の先進図書館の調査を行い、新図書館の理想的な施設構想を模索し、平成16年12月には最終報告書を作成したところでございます。

その中で、構造、規模につきましては、開架図書約16万冊、建設規模は、低層の場合は約3,000平米以上は必要であるものと考えております。

また、建設時期につきましては、老朽化が進んでいることから早急に建設することが望ましいと思われませんが、先ほど市長さんも言われましたように、厳しい財政事情もありますので、なお検討してまいりたいというように考えております。

今後建設に入る場合につきましては、整備検討委員会的な組織を立ち上げるとともに、各界各層の幅広い御意見を参考に取り組んでまいりたいというように考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

(13番二宮秀一議員「ありません」と呼ぶ)

~~~~~

○田中堅太郎議長 しばらく休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

午前11時40分 休 憩

~~~~~

午後1時00分 再 開

○田中堅太郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○田中堅太郎議長 大野新策議員の発言を許します。

○50番大野新策議員 議長

○田中堅太郎議長 大野新策議員

〔50番 大野新策議員 登壇〕

○50番大野新策議員 日本共産党の大野新策です。

私は、発言通告に基づき、順次質問を行います。

市長を初め理事者の皆さんの、適切な答弁を最初をお願いしておきます。

今年は、戦後60年を迎える意義深い年であります。今中国、韓国などで、小泉首相の靖国参拝をめぐり、大きな国際問題になっております。中国での大規模な反日デモも、根底には首相の靖国参拝問題があるといわれています。

現在、5人の首相経験者、河野衆議院議長が、参拝は見合すようにと申し入れをしたと報道がされましたが、小泉首相は、靖国参拝は国内の問題で、中国や韓国の態度は内政干渉だとの立場を変えておりません。

小泉首相の政治的背景には、侵略戦争に対して、口では反省と言いながら、行動では、侵略戦争をアジア開放のための正義の戦争だったという靖国史観にあることを、一連の経過は示しております。

日本は、1931年中国東北部への侵略から全面侵略、東南アジアで行った侵略戦争は全世界を巻き込み、2,000万人を超えるアジアの人々と300万人を超える日本国民のとうとい命を奪い、1945年8月6日に広島に、9日には長崎に原爆が投下されました。8月15日、日本の敗戦で侵略戦争は終わりました。

憲法は1946年11月3日に公布をされて、47年

の5月3日から施行されて、今年59周年を迎えるわけであります。憲法には国民主権がうたわれます。第9条では戦争放棄をうたい、戦力は持たない、国の交戦権は認めないと決めました。この60年間日本は武器を持って外国で戦闘をすることができませんでした。

アメリカはイラク侵略戦争に対しまして、日本の協力を求め、自衛隊の海外派兵を要求してまいりました。現憲法の下で派遣はされましたけれども、自衛隊は戦闘地域での活動はできず、非戦闘地域での活動に規制をされております。これは国民の平和を志向する願いと憲法9条を守れという大きな運動の成果だと思えます。

アメリカはアーミテージ前 국무副長官が、憲法9条は日米問題の邪魔者と公言をしたように、憲法改悪への圧力を強めております。

自民党と民主党は、改憲案づくりを進めておりますし、公明党は、加憲と言いながら憲法改悪を進めようとしています。

憲法を変えるということは、自衛隊を海外に派遣をし、戦争できる国に日本をつくり変えるということでもあります。日本共産党は、憲法改悪に反対します。

今日本共産党は、昨年の6月に内子町出身のノーベル賞作家大江健三郎さんなど、各界を代表する9名の著名人の皆さん方の声と、そして発足をした9条を守るという9条の会の、平和憲法を守り9条改悪は許さないという声と願いを全国に広げるために、政治的な立場や思想・信条の違いを越えて、憲法改悪の一点で国民的な共同を呼びかけているところであります。

憲法と9条を守るということは、大きな命題でありますけれども、国民一人一人に試されている問題でもあります。

市長は、憲法と9条について、どのように認識をし理解をもっておられるのか、まず所信を伺います。

次に、山鳥坂ダムと治水問題について伺いま

す。

5月16日、日本共産党議員団は、私たちが行いました市民アンケートに基づき、市長に申し入れを行ったところであります。

山鳥坂ダムは要らない、河川改修と堤防整備で治水対策をというのが64%、治水にダムは必要というのが7%であります。圧倒的な市民の声は、ダムは要らないというものであります。

私は、ダムを造らなくても治水はできるという立場から、河川改修と堤防整備について改めて伺いたいと思います。

肱川河川整備計画に基づきまして、下流長浜の小浦地区や沖浦地区で、河川改修計画についての説明会が開かれたと報道をされました。計画内容を含め、住民の要望や課題はどのようなものが出されたのか、まず報告を求めます。

あわせて、県管理区間となっております上流の菅田・大川地区での進捗状況についても、あわせ伺いたいと思います。

3月議会でも質問しましたがけれども、久米川改修について、4月26日に住民説明会、5月23、24日には国土交通省にかかわる地権者、県にかかわる地権者への説明会が開かれました。市長も参加をしていただきました。

今回の事業は平成7年規模の水害は防げるけれども、昨年並みの16号台風みたいな水害は防げない、暫定堤防による改修計画であります。

事業が実施されれば、年に4回から5回冠水をして通行止めになっておりました市道平地慶雲寺線が中小の水害から守られますけれども、地域の住民や地権者の皆さんは、内水被害の心配をされております。

とりわけ、市道交差点につながる城地1区、古久米武田地区は、市道が冠水するならば避難もできない、そういう地域でありました。

市道のかさ上げについて、両地区長の連名で要望書も提出をされたところであります。対応された助役、建設部長も国土交通省の事業に続いて事業計画を独自に進めると言われましたけ

れども、市長の所信も伺っておきたいと思えます。

すでに台風4号が発生をしております、今年も台風の時期を迎えたわけであります。昨年のような台風は要らないと、多くの皆さんが思っておられます。

現在、被害を受けた皆さん方は、ハザードマップはいつ発行できるのかという声も出ています。現在どのようになっているのか伺いたいと思います。

また、地域の自主防災組織は今後どのように組織をしていくのか、計画と見通し、既に結成されているところへの指導は、どのようにされるのかも伺いたいと思います。

次に、地域審議会について伺います。

審議会は合併協議の中で合意をされており、市長の諮問機関として旧市町村に設置するとし、定員15人で60人の審議委員、所要予算も101万6,000円が計上をされております。

地域審議会をつくり、急いで審議しなければならない問題があるのか、まず伺いたいと思います。

審議会は合意事項だと言われますけれども、現在、部課長会や支所長会など、庁内協議も行われ、政策的な協議も行われていると思えますけれども、審議会の必要性和位置づけ、各地区15人という委員の選任はどのような基準で行うのか、伺いたいと思います。

次に、福祉問題について伺います。

私は、国保問題について3月議会でも質問をいたしました。

現在、課税の基礎になる所得申告の時期で、5月には把握できるので、運営協議会を開いて見直しをすると答弁をされました。

82号議案として条例案が提出をされておりますが、所得割は0.2%、均等割1,000円、平等割1,000円それぞれ引き上げが行われております。応能・応益の割合は49.46%対50.54%になると言われます。

確かに基金の繰り入れが5,000万円行われていますが、国保加入者の負担増は間違いありません。

国保が上がれば介護保険に連動してきます。ますます払えない未納者・滞納者の増加が考えられますけれども、審議内容の報告を含め、今後の対応について伺いたいと思います。

私は、国保は高すぎる、引き下げてほしいという率直な市民の声を支持します。行政はその声に応えるべきだと思います。

次に、介護保険について伺います。

国保税の引き上げは、介護保険にも連動してくると思います。

旧大洲市では介護保険の保険料基準額は、月3,393円ですが、今後、新市で基準額の見直しは、18年度から始まる第3期事業でどうなるのか、まず伺いたいと思います。

老人控除など、税の廃止と税制改革との関連で、第1段階から第2段階、3から4に負担が増える被保険者も出てくると思いますが、どのような見込みか伺いたいと思います。

現在、施設利用者へのホテルコスト導入など、第3期見直しが行われておりますが、大洲市での対象者にどのような影響が出ると試算をされているのか、また対策はどのように検討をされているのかも伺います。

次に、乳幼児医療費は当初予算に6,347万円が計上され、3歳までの乳幼児の通院と入院の医療費が無料になっております。3月議会で4歳まで引き上げるつもりはないか、我が党の梅木加津子議員の質問に対し、市の単独事業で行わなければならない、年間約2,050万円の負担増となるので難しいと答弁をされました。

県内でも八幡浜市、四国中央市では少子化対策、子育て支援として4歳まで対象年齢を引き上げております。大洲でも年間2,050万円で4歳まで引き上げて医療費無料化ができるのであれば、少子化対策と子育て支援として行うべきだと思います。改めて見解を伺います。

保育所の民営化や統廃合、効率化を進め、多様化する保育ニーズにこたえるために、保育問題検討委員会を設置すると表明をされました。

公立保育所は市内の9地域に設置され、子を持つ親に喜ばれてまいりました。親の仕事の多様化から、延長保育などそれぞれの園で対応をされております。市内にも法人の保育所がつくられておりますが、親は自分の勤務状態にあわせて子供の入園を決めているのが現状です。

保育所の統合や廃止は、少子化の中でやむを得ない問題もありますが、地域住民の合意と納得で進めるべきであります。

また、民営化は保母の定数削減につながる合理化そのもので、検討事項から外すべきであります。

民営化を進めれば、保育料や保育時間など、公立と比較して親にどのようなメリットが生まれると考えておられるのか伺います。

次に、50万円の委託料で東若宮地区に教育委員会と情報センターを建設するための事業認定調査が行われました。事業認定に必要な調査はどこまで行われているのか、まず報告を求めます。

私は、国道に面し、救急車や消防者の出入りにも支障が予想される現消防署を、交通の便のよいところ、東若宮に移転をさせて、その移転した跡の消防署を改造し、本庁と教育委員会が一体に機能が果たせるようにすべきだと思いますけれども、見解と今後の教育委員会の移転、建設計画について伺うものであります。

次に、商店街の活性化の問題でありますけれども、空き店舗対策事業はこれまでどのような成果を上げているのか伺いたいと思います。

また、高齢化が進み、買い物に行くにもタクシーを利用しなければならないと、そういう老人家庭がふえております。買い物に行きたい、医者にも行きたいという人たちが、気安く利用できるような福祉にも役立つ巡回バスを走らせてほしいというのが高齢者の願いであります。



す。

また、周辺でも福祉センターが運行する福祉バスを巡回バスとして利用してほしいと、運行してほしいという強い要求もあります。このような要求は、単に旧大洲市内だけではなく、高齢化が進む新市の周辺すべてに言えることでありまして、前向きな検討が必要だと思えます。今後の対応について伺いたいと思えます。

市長は、5月16日の懇談の中で、ワンコインバスを走らせたいと構想を述べられましたけれども、福祉バスにも通じるものがありまして、ぜひ実現の方向で検討されるよう期待をしております。

次に、小規模工事の入札問題について伺います。

地方自治法234条は、契約の締結方法について示しております。2項では、前項の指名競争入札、随意契約、または競り売りは、政令で定める場合に該当するときに限りこれによることができると決めています。

公共事業は普通、指名登録をしている業者が競争入札や随意契約で仕事をしており、一人親方などの小規模の業者は事業参加することができません。全国では289の自治体で独自の登録制度がつけられ、小規模の業者も工事の受注ができるようになったと喜ばれております。

大洲市でも随意契約の創造的な運用を行うべきだと思いますが、見解を伺います。

最後に、扶桑社発行の歴史公民教科書の選定見直しと見解について伺います。

ことし4月5日に、日本の侵略戦争と植民地支配を肯定する新しい歴史教科書をつくる会の歴史公民教科書が検定を通過しました。このつくる会の教科書については、多くの新聞やテレビで報道をされておりますけれども、日本の侵略戦争をアジアや植民地解放のための戦争、正義の戦争だったとする靖国主観をそのまま編集をし、歴史をさかさまに描き出しているのが特徴であります。多くの識者から批判されている

教科書で、憲法改悪と9条改悪、教育基本法の改悪の動きと機を一にするもので、私は大洲市での採択に反対であります。

愛媛では2001年に養護学校と聾学校で、2002年には県立中高一貫校でつくる会の教科書が強行的に導入をされ、加戸知事の教育への介入と圧力が大きな問題になりました。

県教委は、これまでは教科書採択を5つの地区に分けて決めていたけれども、自治体ごとの意見が通りやすいようにしたと、昨年からは11地区に細分化をして教科書採択を行うと言われております。

私は、県の指導と圧力が入りやすくなったと理解をしています。これまでつくる会の教科書は、2001年、全国に先駆けて東京都と愛媛県が導入をしておりますけれども、愛媛県ではことしは県内全自治体で採択をと県の指導があると言われております。大洲市は内子町と一緒に選定を行うことになっておりますが、教育長はどのような姿勢で教科書選定に臨まれるのか、見解と所信を伺います。

最後に、教育長は憲法と9条についてどのように理解をされ大洲市教育に生かそうと考えておられるのか、所信を伺いまして質問を終わりたいと思えます。

御清聴ありがとうございました。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 ただいまの大野議員さんの御質問中、私の方から3点についてお答えをしたいと思います。

まず、市長は憲法と9条を守ることについてどう考えておられるのかということでございますが、大変難しい問題でございますが、あえて私の考えを述べさせていただきます。

最初に、憲法第9条を守ることについて私の考え方を述べてみたいというふうに思います。12日の愛媛新聞に掲載されておりました

憲法に関する世論調査の結果を見ますと、憲法改正を必要とする改正容認派は64%と、反対派の27%を大きく上回っておりました。憲法の改正そのものについては、施行後60年を迎えようとする背景の中、規定が時代に合わなくなってきたという理由が60%強を占めておったようでございまして、私も憲法改正は時代の潮流かなという感じをしておるところでございします。

ただ、9条につきましては、先ほどもお話ございましたように、改正反対派が42%、改正派の35%を上回っているという結果も出ておるようでございします。

私の全く個人的な意見を言わせていただきますならば、交戦権は明確に否定いたしますけれども、憲法の中で自衛隊の存在を明らかにしていくということ、特に自衛隊が国際貢献を行える何らかの規定を設けるということは、国際社会の一員の日本としては必要なことではなかろうかというふうな感じを持っております。

小さなことに、お互いの周辺のことに目を置きかえてたとえてみますならば、地域のコミュニティ社会の中においても、不参加金が出しますが、何かかにかと言いわけをして地域のコミュニティ行事には参加をしないという世帯が皆さんの周囲でも今日に余るところがあるのではないのでしょうか。私も常々そのことは感じておるわけであります。

お金は出すが実働はしない日本。イラク戦争においてはまさにその構図が国際社会から問われ、実質的な貢献が具体的に要求されてきたものではないかというふうな解釈をしております。

現在行われておりますイラクにおける人道上の復興支援活動、そういうことが憲法上にも明確にされ、名実ともに真に信頼される国際社会の一員となれるかなれないか、そういった意味からの憲法9条改正は今回必要ではないかという解釈をするものであります。

日本も変わっていかなかったならば、過去50年にわたりましてODA政府開発援助という名の外交、国際貢献を続けてまいりましたが、いつかはお金を出すということだけが過小評価をされてしまう、そういうことになるのではなかろうかと危惧の念を持つものであります。

いずれにいたしましても、事は国政の場で現在論議をされておる真っ最中でございします。決定されることでございしますので、私としては今後ともそれらの動きを注意深く見守っていかせていただきたいというふうに考えておる次第でございします。

この憲法改正、9条問題については、以上のような基本的な見解を持っておるところでございします。

それから、久米川改修と絡めまして御質問ございまして、せんだって私ちょうど出張で出向いておりまして、助役さんにお出しをいただいたという新聞報道を見せてもらったんですが、市道平地慶雲寺線のかさ上げの問題でございしますが、これは私も過去この道路をもっと上げておった方がいいんじゃないかという議論が、議会に出してもらって間がないごろでございましたが、長い間の経過がございまして、今は完成しとるわけですが、やはり懸念しておりましたとおり、去年のような思いがけない冠水によりまして完全に水没してしまって機能しなかったと。先ほどお話のあったとおりでございまして、これは大洲市でも初めてでございましたが、土地収用法までかけてそして協力を願って、地元の地主の御協力を得てやっとできた非常に思い出の深い市道でございまして、その当時いろいろあったわけですが、そういう方々も含めて今回はぜひ水がつかってもう通れんのはいけんということで、挙げて地元の同意は取りつけができておろうかというふうにこないだ話を聞いておりますので、ぜひともそういうことでございましたならば、やっぱり午前中も申しましたように、地元の地権者の御理解や

御同意がなかったならばこれからは事業ができないというふうに思っておりますので、そのことを大前提にして検討させてもらいたい1件だというふうな認識をしておりますので、さよう御理解をいただきたいと思います。

それから、もう一点でございますが、地域審議会について、これはお話も何回か御答弁させていただきましたようなことでございますが、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づきまして、合併協議会において旧市町村単位に設置することが確認をされておったことでございます。

このことによりまして、住民の意見が合併後の市町村の施策に反映されにくくなってはいけないと、この懸念に対応して合併後の市町村の施策全般に関しきめ細かに住民の意見を反映していくことができるように創設されたものでございまして、その目的に沿うように旧市町村全域に設置することとしたものであります。

お話もございましたように、委員の選任方法、諮問の内容等について、よく考えてやれということでございますが、もうお説のとおりでございまして、岩田議員さんにも既に御答弁詳しく申し上げましたとおり、そのようなことで支所長の現場を仕切っております意見もよく聞きまして、最終的には私の方で決定をさせていただいて、女性の声も聞えるようにしていきたいと。それから、偏らんような人選をしていきたいというふうなことでやってまいろうかと思っております。

それから、何を諮問するかということでございますが、その所掌事務につきましては、1つは新市の建設計画の変更に関する事項でございます。それから、もう一つは新市建設計画の執行状況に関する事項でございます。それから、もう一つはその他市長が必要と認める事項につきまして市長が諮問をいたしまして御答申をいただく。非常に各支所にとりましては大事な機関になっていくものでございまして、そういう

前提のもとに人選やまたタイミングは見て決めさせていただきたいと思っておる次第でございます。

運営につきましては、規程にのっとりまして制定をして、円滑な運営に努めてまいります。その答申につきましては、可能な限り尊重させていただきまして、議員さん各位におかれましてはまた特段の御協力をいただいて実施方をしていきたいというふうに思っております。

そううろたえてやることはないじゃないかという御指摘もあったんですが、しかし合併してしばらくたちました。ああは言ったが当初、本当にやってくれるんじゃないかというお気持ちそれぞれ各支所でも日がたつにつれてあろうかと思えます。それから、議会の皆さんの問題も早晚やってまいりますし、そういう中でございますので、言ったことについては着実に計画的に進めていって、そして皆さんの声を聞かせてもらうチャンスだけはつくってレールを敷いていってやっていきたいというふうに思っております。

その他の問題につきましては、他の者に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○小泉勝明総務部長 議長

○田中堅太郎議長 小泉総務部長

〔小泉勝明総務部長 登壇〕

○小泉勝明総務部長 それでは、私からはまず東若宮地区内の公共施設整備事業の現況と今後の計画についてお答えをいたします。

大洲市では本年1月、愛媛県に対しまして、東若宮地区土地区画整理事業地内に大洲市教育事務所及び情報センターの整備、これは仮称でございますけれども、これを想定いたしました事業認定を申請いたしまして、3月に認定をいただいたところであります。

これによりまして用地の確保がより確実なものとなり、また公共的施設の張りつけが可能と

なったわけでございます。

御質問の業務委託につきましては、この事業認定申請に係る書類一式の作成を委託したものでございまして、その内容につきましては、事業計画書、これの作成あるいは施設の位置図、こういった基本計画図の作成、これを委託したものでございます。

なお、事業の予定地につきましては、新市の中心となります地域でございまして、国・県などの公共施設も近くにあるということでございます。

また、自然環境あるいは交通条件にもすぐれております。この場所に公共的施設を整備することによりまして、土地区画整理事業の目的でもあります良好な市街地形成の牽引的な役割を果たせるものと考えておるところでございます。

次に、今後の具体的な計画でございしますが、本事業は合併期日前に計画された事業でございますので、新市建設計画における主要事業等との調整を図る必要がございますし、また財源の確保と財政的調整を行う必要もございしますので、本年度より策定をいたします大洲市総合計画の中で調整を図っていきたいと考えております。

また、大野議員さんからの御提案もいただきましたが、当計画につきましては、行政の効率化や財政的な視点に立ちまして総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、商店街の活性化対策についての御質問のうち、巡回バスについてお答えをいたします。

大洲地区の福祉バスにつきましては、バス路線の廃止に伴い公共による交通手段のなくなりました地域に対しまして、福祉の増進を図るという目的で、老人福祉センターまでの送迎を行っております。

この運行状況といたしまして、月曜、水曜が上須戒及び平野、それから火曜、木曜が蔵川

線、金曜が南久米線、北裏、梅川、こういった地区をそれぞれ1日2便運行しておるという状況でございます。

買い物等にも利用ができ、また福祉にも役立つ巡回バスを走らせてほしいという御質問でございしますが、道路運送法上のかかる制約の中で運行をしておりますので、このバスをすぐに巡回バスとして運行するのは困難かと考えております。

また、肱川、河辺地区におきましても、それぞれ廃止路線の代替バスとして運行をしている状況でございます。合併に伴い運用等を検討する必要がありますが、現段階におきましてはそれぞれの地域に合った方法で運用をしておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

また、ワンコインバスのこともございました。ワンコインバスとは、御承知のように、文字どおり100円硬貨1枚で一定の区間を乗りおりにできるバスでありまして、現在幾つかの自治体でもバス運行をされて、駅それから学校、商店街、病院、公共施設等を区間に取り込むことによりまして、通勤通学はもとより買い物、通院、公共施設の利用など、子供からお年寄りを含めまして足となり、気軽に利用ができますコミュニティバスとしての役割を担い運行されているようでございます。

今後ますます加速する高齢化社会の中、合併後拡大した行政エリア、地域間を結ぶ交通手段の一つとして、今後このワンコインバスに関しても十分検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○小島健市企画財政部長 議長

○田中堅太郎議長 小島企画財政部長

〔小島健市企画財政部長 登壇〕

○小島健市企画財政部長 それでは、私の方からは商店街の活性化対策として空き店舗対策についてお答えをさせていただきます。

空き店舗対策事業につきましては、主要商店街において空き店舗が増加し、町の活力の低下が生じているという状況を踏まえまして、旧大洲市では平成9年に大洲市空き店舗対策補助金交付規程を制定いたしまして、空き店舗を有効に利用し、商店街の活性化を図ることを目的といたしまして、店舗改装に要します経費、それと家賃の一部を支援してまいったところでございます。

平成16年度までの当事業の実績を申し上げますと、店舗改装の補助が25件となっております。そうしまして、家賃の補助が12件となっており、合わせまして37件の支援を行っております。なお、これを補助金の交付額で申しますと、合計で3,094万円余りとなるものでございます。

新規に開業される事業者の方にとりましては、何と申しまして初期投資が高額となる場合が多くなりますので、自己資金のみではなかなか取り組みにくいといった現状がございます。この制度によりまして、現在も37店舗、先ほど申しました37店舗中23店舗が営業を継続されておりまして、新規開業の呼び水として活用され、商店街の活性化対策の一つとして役立ってきたものというふうに考えております。

しかしながら、一方におきましては閉店をされた店舗も14店舗ございまして、そのうち開業から1年以内に閉店されたという店舗も5店舗あるということから、補助制度の全体のあり方また審査の方法などについて再検討する必要性も言われてまいりました。

また、特に飲食業におきましては、開業から1年後には夜間営業しか行っていない店も多い状況にございまして、商店街の昼間のにぎわいを取り戻すという制度の本来の目的から少しかけ離れた営業体系となっているといったような問題も発生してまいりました。

このような現状を踏まえながら、合併協議におきまして細部の調整を行いました結果、この

空き店舗対策事業につきましては、新市において事業の必要性等について再検討するというところにいたしまして、合併時においてはこの制度は廃止をしているところでございます。

商店が減少いたしますれば、町全体の元気がなくなってしまいますので、このことが大きな問題でありますので、今後におきましても商店街に対する消費者ニーズの把握に努めますとともに、商店主の皆様が必要とされている支援に対して行政としても応じていけるように、商工会議所や商工会、商店会連合会など関係機関ともよく連携を図りながら商店街の活性化対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○上村孝廣市民福祉部長 議長

○田中堅太郎議長 上村市民福祉部長

〔上村孝廣市民福祉部長 登壇〕

○上村孝廣市民福祉部長 私からは、福祉問題のうち介護保険及び保育所の民営化についてお答えをいたします。

それではまず、介護保険につきましてお答えをさせていただきます。

介護保険料につきましては、介護保険事業計画の見直しにあわせ3年に一度見直しが行われております。昨年度に市町村合併が実施されましたが、介護保険料につきましては、今年度末まで旧市町村の保険料をそのまま引き継ぎ、来年度の事業計画見直しにあわせ統一保険料を適用することについて合併協議会で御承認いただいております。

まず、御質問の基準額の見直しについてでございますが、現在は旧市町村ごとに4つの保険料基準額がございます。平成18年度以降の保険料につきましては、大洲市地域福祉推進委員会におきまして、今後3年間の給付の見込み料算定とあわせ、統一した保険料の設定について御検討いただくこととなりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、地方税法の一部改正による影響としては、既に改正が行われ、平成18年度課税分の住民税より65歳以上の方に対する非課税措置の廃止、公的年金等控除の見直し、老年者控除の見直しなどが予定されておりますので、介護保険の第1号被保険者の方にも一部影響が出ることを予想をいたしております。現時点では詳細につきましては把握できておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、改正法案の中で本年10月より施行される予定であります施設サービスの食費、居住費の自己負担化による影響についてでございますが、これは在宅と施設の利用者負担の不均衡を是正することを目的に、介護保険の3施設でございます特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の居住費用や食費につきまして保険給付の対象外とするものでございます。

これによります施設利用者の負担についてでございますが、厚生労働省が示しておりますモデルケースとして、要介護5の方が特別養護老人ホームに入所された場合で御説明をいたしますと、1つ目は住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者につきましては、現行と改正後ともに負担割合に変更はほとんどなく、改正による影響はございません。

2つ目は、住民税世帯非課税者のうち、合計所得金額、課税年金収入額の合計額が80万円以下の方につきましては、改正により負担が少なくなっております。

3つ目は、住民税世帯非課税者のうち、合計所得金額、課税年金収入額の合計額が80万円以下以外の方及び住民税世帯課税者の方につきましては、改正により負担が重くなっております。

平成17年3月時点におきまして、大洲市における施設入所者は516人おられます。このうち半数程度の方は負担が増加すると予想しておりますが、詳細につきましては、介護保険料賦課

等の事務が完了した後に把握したいと考えております。

このように負担が増加することが見込まれますので、低所得者に対する措置として、特定入所者介護サービス費の支給を行うこととされております。これは施設等に入所されております低所得者につきまして、食費、居住費について負担上限額を設け補足給付を行うものでございます。

そのほか既に制度化されております高額介護サービス費支給制度につきましても、非課税世帯の利用者負担基準額を合計所得金額、課税年金収入額の合計額が80万円以下の方とそれ以外の方の2つに分け、80万円以下に該当の方の負担割合を軽減することとなっております。利用者の方に負担を求める改正案ではございますが、低所得者の方にも配慮したものになってございます。

また、そのほかにも現在国におきまして低所得者対策として検討されているものもございしますが、市といたしましては、国の示します制度改正の枠組みの中で対応をしてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、制度の大幅な見直しが行われるわけでございますが、国会において法案が成立した場合、今年度策定予定の第3期介護保険事業計画に反映させるべく、大洲市地域福祉推進委員会におきまして議論していただくことはもちろん、各事業所、被保険者の皆様に適宜情報提供を行いまして、理解を得ながら健全な介護保険事業の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、保育所の民営化についてでございますが、近年少子化の振興とともに、周辺地域におきましては過疎化に伴い保育所入所児童数は減少しており、今後も少子化傾向は続くものと思われれます。

一方、保育所運営は児童福祉施設の最低基準

により職員の配置が必要であるため、効率的な財政運営を推進する上では、大変厳しい状況となっております。

このような状況を踏まえまして、当市の就学前児童の処遇、健全育成及び保育所運営について効率的な方向づけを行うため、大洲市保育問題検討委員会を設置いたしまして、保育所の民営化、統廃合など運営の効率化を総合的に検討することといたしております。

まず、大野議員さん御質問の民営化を進めた場合の保育料についてでございますが、保育料は市が決定し、統一いたしますので、民営化することによって変わることはございません。ただし、通常保育以外の延長保育や一時保育など追加で利用されるサービスの費用は法人が独自に定めることができるため、多少の差は生じることも考えられます。

次に、保育時間につきましては、現在公立保育所では土曜日の保育時間は正午までとしておりますが、法人保育所では午後5時まで実施しております。

このように、民営化いたしますと、条例化等複雑な手続を必要とせず弾力的な対応ができることとなります。

また、延長保育や一時保育のほか、休日保育や夜間保育など、法人の判断により保護者のニーズや地域の実情に応じた柔軟な保育サービスの提供を行うことが可能となり、こういったことが民営化によるメリットであると考えております。

今後民間有識者等により組織いたします大洲市保育問題検討委員会におきまして慎重に御審議をいただきまして、また市民の皆様にも十分御説明を行いまして、その結果をもとに多様化する保育ニーズに対応するとともに、効率的な保育所運営を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

以上、お答えいたします。

○三保禮三建設農林部長 議長

○田中堅太郎議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 私の方からは、山鳥坂ダム問題と治水対策についてのうち、2点について御回答をしたいと存じます。そのうち市長さんがお答えになりました分は省略をさせていただきます。

まず、上・下流の整備計画の現状と取り組みについてでございます。

肱川の最下流区間におきましては、治水上のネックとなる河川狭窄部の対応を最優先に実施することといたしまして、沖浦、小浦地区の事業説明会を行っております。

沖浦地区につきましては、河川堤防としての特殊堤工事と未改良県道の歩道を含む道路改良工事を一体的に整備しようとするものでございます。

小浦地区につきましては、沖浦地区の上流部に当たりまして、特殊堤工事と県道のかさ上げ工事を一体的に整備しようとするものといたしております。

しかし、小浦地区自治会清水地区から、堤防及び県道のかさ上げという工法だけでは当地区がすり鉢状となりまして、生活環境の悪化が危惧されるということで、宅地かさ上げ事業の導入を要望がされております。

しかしながら、その上流の郷地区で施行されております水防災対策特定河川事業には、築堤に伴いまして住家のつぶれ地が多数発生する場合、宅地かさ上げによる治水効果の方が経済的である場合などの採択条件がございまして、小浦地区につきましては事業採択の対象とはならないと伺っております。

また、あわせまして具体的な設計を検討するためには、測量及び地質調査が必要になりますことから、去る6月11日に地元の説明会を実施していただきまして、地元の了解を得たところと聞いております。

それから、上流の菅田地区についてでございますが、上流工区から事業を実施することといたしまして、成見工区の事業の説明会それから用地幅ぐいの設置、それから用地測量が実施されております。今後は用地買収に向けて説明会が実施される予定と聞いております。

次に、久米川改修の促進と地域の要望がございましたが、地域の要望については省略させていただきます。

久米川改修につきましては、直轄区間と県区間とに分けて、肱川の本線から市立大洲病院付近までの約2キロメートルにおきまして、平成19年度までの4カ年間で河川改修事業が実施される運びとなっております。

地域の対応といたしましては、国・県にかかわる全地権者に測量立ち入りの御了承がかけさまでいただきましたので、現在用地測量を実施しております。そして、平成17年度内に用地の妥結に向けて国・県と調整をしながら鋭意努力をしてみたいと考えております。

そしたら、避難路の市道かさ上げのことににつきましては市長が答弁されましたので、以上答弁させていただきます。ありがとうございます。

○白石隆壽総務副部長 議長

○田中堅太郎議長 白石総務部副部長

〔白石隆壽総務副部長 登壇〕

○白石隆壽総務副部長 それでは、私の方からは議員御質問中、ハザードマップの概要と自主防災組織についてお答えをいたします。

ハザードマップはどのようになっているのかというお尋ねでございますが、このことにつきましては、現在国土交通省、愛媛県などの協力を得ながら、おおむね原案の作成を完了しているところでございます。

今後の予定といたしましては、今月の下旬までに印刷の発注を行いますので、完成次第市内各戸へ配付したいと考えております。

次に、自主防災組織の今後の育成等ござい

ますが、市といたしましては、災害に強いまちづくりを推進する上で、自主防災組織の育成強化を図ることは最も重要な防災対策の一つでございます。今後におきましては、既に結成されております自主防災組織との連携を深めますとともに、まだ結成されていない地域につきましては、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを進めてまいりたいと考えております。

それから、自主防災組織の計画と見通しでございますが、この計画につきましては、平成11年度に結成計画を策定いたしまして、公民館単位で14地区の組織結成についてその推進を図っているところでございます。

昨年より新谷地区など数地区につきまして、その結成が図れるよう地元との協議を進めているところでございます。

また、既設の自主防災組織への指導につきましては、消火訓練や水防訓練、そのほか心肺蘇生法の実技訓練等を通して地域の自主防災力の向上を図っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○山田一昭市民福祉副部長 議長

○田中堅太郎議長 山田市民福祉部副部長

〔山田一昭市民福祉副部長 登壇〕

○山田一昭市民福祉副部長 私の方からは、福祉問題のうち国保関係と乳幼児の医療費の無料化についてお答えを申し上げます。

16年度の国民健康保険特別会計の決算状況は、旧市町村の健全な経営努力によりまして黒字決算を得ることができました。

しかし、繰越金を除いた単年度決算では赤字となっております、厳しい状況でございます。

今回の医療分保険税見直しの基礎であります課税所得は、16年度実績見込みに比べ7.1%と大きく減少いたしております。

また一方、16年度の医療費の状況は、一般医療費総額で15年度に比べ5.8%、これを1人当



たり平均で見ますと4.3%と、それぞれ大きく増加をいたしております。このことは、制度改正によりまして、老人医療保険対象年齢が70歳から75歳に引き上げられ、高齢者の国保加入者数がふえていることがその主な原因であると考えております。

これらのことを踏まえまして、大洲市国民健康保険運営協議会にお諮りをいたしまして、17年度事業の見直しを行ったものでございます。

今年度につきましては、市町村合併に伴い保険税率を統一することを主眼に置いておりますので、被保険者の負担が急激に増加することのないように、介護納付金分保険税につきましては、国保財政調整基金を充当し据え置きにいたしております。

また、医療分保険税につきましても、課税所得が大きく減少いたしておりますので、繰越金を可能な限り充当して負担の軽減を図り、見直しを行ったものでございます。

このことによりまして、今年度の1人当たりの医療分保険税は、16年度に比べ一般分で10.1%、5万9,930円と試算しております。

未納、滞納が拡大するのではないかという懸念でございますが、今回の改正で低所得者の方への軽減が被保険者の大半を占める旧大洲市では、6割、4割から7割、5割、2割の軽減制度に拡大いたしております。このことによりまして、全体でその世帯数は6,525世帯となり、全体の約63%が軽減世帯となるものでございます。

国民健康保険税は、医療給付費、老人医療保険拠出金並びに介護納付金を賄うために保険税をお願いしている会計でございます。課税所得が減少する状況にあります。保険税は16年度に比べ今年度は減額しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、今後におきましても引き続き被保険者に対する保健事業を推進いたしまして、疾病の

早期発見等を行い、医療費に対する負担が過大とならないように努めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

続きまして、4歳未満までの医療費無料化についてでございます。

市では疾病の早期発見と治療の促進のため、愛媛県の乳幼児医療費助成事業に基づきまして、3歳未満児の入院と通院及び6歳未満の入院にかかる医療費の助成を行っているところでございます。

市といたしましては、依然として厳しい財政状況でございますので、単独での対象年齢の引き上げは難しいのではないかと考えております。

少子・高齢化の対策につきましては、財政の乏しい地方自治体が行うのではなく、国全体での施策の展開が本来ではないかと考えております。

今後愛媛県におきまして対象年齢が引き上げられれば、それに連動する形での実施を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○城戸秀光監理課長 議長

○田中堅太郎議長 城戸監理課長

〔城戸秀光監理課長 登壇〕

○城戸秀光監理課長 大野議員さん御質問中、小規模工事の登録制度についてお答えをいたします。

現在当市が行っております契約の締結につきましては、大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱に基づきまして、2年ごとに指名願の受け付けを行いまして、これらをもとに総務部監理課で一括して入札契約を行っております。

平成17年度、18年度の指名願の受け付けにつきましては、ことしの3月1日から3月31日までの1カ月間行いました。指名願の受付者総数につきましては1,205業者であり、内訳といた

しましては、市内業者が189業者、市外業者が1,016業者となっております。

また、入札契約の透明性、公平性を図るため、これらのデータをもとに業種ごとに分類、製本をいたしまして、監理課においてだれでも閲覧できるように公表をいたしております。

議員御質問の小規模工事の登録制度についてでございますが、愛媛県下12市の中では唯一新居浜市がことしの4月1日から50万円以下の施設修繕に限りまして実施をされております。当市におきましては、指名競争入札以外の小規模な工事いわゆる随意契約工事につきましては、各担当課がそれぞれ主に指名願提出業者と随意契約を行っておりますのが現状でございます。

その業者の選定方法につきましては、工事規模、工事内容、地域性、手持ち工事等を配慮いたしまして適切に選定されているものと思っております。

仮に小規模工事の登録制度を導入するということになりますと、指名願を提出するために多大な手間隙と費用をかけておられます業者の方とのバランスやら、特に受注機会が減少するということにもなりかねませんので、慎重に対応をしていかなければならないと考えております。

また、合併によりまして新大洲市がスタートしたばかりでもございますし、入札事務の取り扱いにつきましても、旧市町村間で取り扱いがそれぞれ異なっておりましたので、調整を行いまして、ことしの6月1日から基準を統一いたしまして大洲市建設工事等発注標準を作成いたしまして公表をいたしたところでございます。

このような状況の中、当面の間につきましては、指名願の提出業者を原則として随意契約を締結いたしまして、業者が偏らないように配慮しながら対応してまいりたいと思っております。

また、今後は他市の動向等を見守りながら検討をしてまいりたいと思っておりますので、御

理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○叶本正教育長 議長

○田中堅太郎議長 叶本教育長

〔叶本正教育長 登壇〕

○叶本正教育長 私の方からは、教育行政の歴史公民教科書の選定見直し基準についてお答えいたします。

平成16年度に文部科学省において実施した検定につきましては、平成18年度から中学校で使用する教科用図書の検定であり、一部再申請はあったものの、申請のあった103点すべてが合格となっております。

このうち歴史公民教科書につきましては、各8点の検定申請があり、全点合格しています。

この検定におきましては、1としまして学習指導要領に基づいた記述であること、2としまして申請図書の内容に誤りや不正確な記述がないこと、3としまして特定の事項等に偏った扱いとなっていないこと、4としまして国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること、5としまして児童・生徒の発達段階に適應していること、このような検定基準に沿って行われ、教科用図書検定調査審議会で審査されたものであります。御指摘のありました扶桑社の教科書もこの手続を経ておりますので、採択対象の一つであると考えております。

今後の検定スケジュールにつきましては、8月31日までに来年4月から使用する教科書を採択することになっております。大洲市におきましては、大洲喜多地区教科用図書採択協議会において調査研究をしていただいております。公正公平な立場での慎重な審議により、真に生徒の学習指導に適合し、地域に根差した教育が推進できるものを選定していただけるものと考えております。

また、憲法についての御質問ですが、御承知のとおり、国民主権を維持し、平和を擁護し、基本的人権を尊重することが、現憲法の基本原

理であり、これは平和という条件なしには成立しないものと考えており、第9条は現時点において平和を保障する国の決意のあらわれだと思っております。

今後とも憲法のもと一人一人が平和を愛し、お互いを尊重し合える心豊かな教育を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

○50番大野新策議員 議長

○田中堅太郎議長 大野新策議員

〔50番 大野新策議員 登壇〕

○50番大野新策議員 再質問をしたいと思います。1人持ち時間30分ということで、あと8分ぐらいしか残っていないということなんで、はしょりますけれども、重点決めてお伺いをしたいと思います。

まず、地域審議会委員15人というのは、今56人の議員がおられますけれども、その議員の数に匹敵をする60人になります。そして、各地区で今度は選挙が行われて、定数が30に変わってまいります。長浜7、肱川3、河辺2、そして大洲が18というふうになるわけですが、15人の地域審議委員がどのような形で議会に審議会で市長の諮問に答えられるのかと。これは審議会が結成されれば、私は審議会の方に住民の声が集められ、議員の、また議会の形骸化につながるのではないかというふうに心配をいたします。改めてそういう心配はないのか伺いたしたいと思います。

また、選任は支所長が推薦するということでもありますけれども、偏った人事にならないような公平な人選ができるのか、そういうつもりで臨んでいかれるのか、各支所長に構想を含め所信を伺いたしたいと思います。

2番目は国保の問題であります。基金5%を保有すればいいと、しなければならぬという答弁があります。基金5%といいますと、16年

度の決算を見ましたら約2億円であります。16年度の保有見込みが2億9,900万円、これは5,000万円を繰り入れをして残りが2億4,900万円ありますが、あと4,900万円の繰り入れを行うならば、さらに国保税の引き上げはこれは十分抑えられると。再度繰り入れを行うように求めるわけでもありますけれども、見解を伺いたしたいと思います。

教科書の問題について伺いたしたいと思います。大洲、内子で選定を共同して行うということでもありますけれども、教科書はやっぱり毎日その教科書に接し、子供たちに正しい歴史観を教育しているそういう教師の意見を十分反映することが大切だと思います。選定に当たって、そういう立場をぜひ守っていただきたいと思います。

また、扶桑社のつくる会は、教科書の採択は教育委員会が決めるんだという立場で、教育委員の皆さん方に採択の要望書や一部の地域では白表紙の見本を送りつけておるという報道もあります。市の教育委員の皆さんにはそのような資料は送られていないのか、教育委員長は状況を把握しておられるのか、委員長の方から再答弁をいただきたいと思います。

4番目は、自主防災の問題でちょっと触れたと思います。

今大洲地区で4つの自主防災組織が組織されていますけれども、今後14の地域で組織化を図っていくということが答弁の中でありましたけれども、ぜひ強めていただいて、水害だけではなくて、心配されるのは、去年の台風で見られるような裏山のがけ崩れまた倒木、そういうふうな面も含めた住民の安全を守っていくそういう組織になるわけであります。そういう点ではぜひ14地区の公民館でつくられるように指導を強めていただきたいとお願いをいたします。

また、乳幼児の医療の問題で1点だけ再質問をします。乳幼児医療2,050万円あればできるじゃないかという質問を行いましたけれども、

これは難しいという答弁でした。国・県の施策が行われんと大洲市では難しいという立場であります。

そしたら、担当課また市は、国や県に対してそういう要望、少子化対策で乳幼児の医療を引き上げるという要求をして予算を大幅にふやしてほしいと、また制度を変えてほしいと、そういう要望をしているのかどうか、その報告も含めて答弁を求めまして、大体時間来ましたので終わりたいと思います。ありがとうございました。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 ただいまの大野議員さんの再質問、地域審議会について私の方から重ねて御答弁を申し上げます。

15人も4地区60人も議員と匹敵するほどふやして、どの意見を尊重するぞということだろうと思います。御説よくわかるんですが、合併をして当面ということもございますし、いろいろ私の任期に置きかえてみますれば、この4年間ぐらいは一生懸命走ってやりますが、目に見えてできることは限られとると思います。

ですから、1つは、いろいろな話を聞いて回るとというのが一つの大事な役目でなかろうかと。私の顔も覚えてもらわないけませんし、本庁の職員の顔も覚えていただかなかつたら、私も最初、就任早々、この中におられる議員さんにある会議で名刺を渡しまして、もらってみたら大洲市議会議員と書いてありました。大変恥ずかしかったんですが、そんなことがあるようなことからスタートをしとるわけでございますんで、そういうことを重ねながら、区長会とか、言われますように、自治会とか、これ今回できましたら地域審議会、こういうものが各支所にできるわけですから、そしたら市長はどの組織のことを一番聞くんぞ、議員は何のためにおるんぞということ、私も御説よくわかります

んで、それから私も議員としての経験上、そういうことで嫌な思いをしたこともあります。私の言うことをええかげんに聞いて、区長さんの言うことを尊重されて物ができたり、あんまりええ気はしません。そのことはよく経験上知っておりますんで、そんなことも踏まえながら、軽重をつけるというのは語弊があるかもしれませんが、やはり将来的にはそういうものもいい組織になって、そして皆さんの声が反映できて一つの形が地域の優先的な、どれが大事ななんかということが取り上げていけるような組織にしていく志向でやっていきたいと、こう認識しておりますんで、そう受けとめていただいて結構だと思います。

その他の問題につきましては、いろいろ答弁の機会を与えていただきまして、私の方から厚く御礼を申し上げます。それぞれ答弁させますんで、よろしくお願いします。

○上川慶信長浜支所長 議長

○田中堅太郎議長 上川長浜支所長

〔上川慶信長浜支所長 登壇〕

○上川慶信長浜支所長 大野議員さんの質問にお答えいたします。

地域審議会選任でございますが、それぞれの立場から幅広く選んでまいりたいと思っております。大野議員さんがおっしゃいますように、偏った人選とならないよう、公平公正の立場で人選を行ってまいりたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○櫻田和明肱川支所長 議長

○田中堅太郎議長 櫻田肱川支所長

〔櫻田和明肱川支所長 登壇〕

○櫻田和明肱川支所長 大野議員さんの御質問にお答えいたします。

当支所におきましては、選任を任されました以上、公正公平な立場の方々を責任を持って選任をいたす所存でございます。

なお、その過程におきましては、地元の議員

さんの御協力もまたお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○河本治河辺支所長 議長

○田中堅太郎議長 河本河辺支所長

〔河本治河辺支所長 登壇〕

○河本治河辺支所長 河辺支所でございます。大野議員さんの御質問にお答えをいたします。

河辺支所におきましても、各組織、団体と、また各年齢相互交流いたしまして、河辺町内におけます地域的なものもあわせて考えまして、偏った選考をしないよう公正公平な選考になるようにさせていただいたと思います。よろしくをお願いいたします。

○山田一昭市民福祉副部長 議長

○田中堅太郎議長 山田市民福祉部副部長

〔山田一昭市民福祉副部長 登壇〕

○山田一昭市民福祉副部長 再質問にお答えをいたします。

国保について基金は5%以上あるのだから、5%まで回して抑えたらという御意見でございますが、国・県の指導では、国保の基金は最低5%ということでございまして、理想的にはそれ以上が望ましいということです。

例えばインフルエンザの急な蔓延等とか、いろんな事態に備えるために基金はある程度持っておく必要性がありますので、今回は合併の調整ということでやむを得ず基金を利用させていただきましたが、可能であれば利用したくはなかったんですが、率を統一するということを主眼に置いて調整いたしました結果、基金を5,000万円使わせていただいたので、その点につきましては御理解をいただきたいと思います。

さらにもう一点、乳幼児の医療費についてでございますが、国・県に要望しているのかという御質問でございますが、県の方には担当者レベルでそのような要望はいたしておりますが、県の方もなかなか、わかりました、それでは実

施しようというような形での御返事はいただけていないのが現状でございます。

少子化対策とかということであれば、国で統一的な形で実施していただくのが本来ではないかと考えておりますので、この点につきまして御理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○岩田徳幸教育委員会委員長 議長

○田中堅太郎議長 岩田教育委員長

〔岩田徳幸教育委員会委員長 登壇〕

○岩田徳幸教育委員会委員長 失礼いたします。

突然の御指名をいただきました岩田でございますが、教科書検定につきましては、ただいま大野議員さんが御指摘のように、憲法及び教育基本法が目指す有為な日本人の育成、それから教育課程審議会それから学習指導要領、こういったものに基づく義務教育における非常に重要な問題であると。

その選定基準及び経過については、先ほど教育長が答弁したとおりであります。私はそういった理念に基づいて、そういう法令及び理念に基づいて、しかも社運をかけて一生懸命につくられた教科書が、しかも検定を合格したものについては、私たちは公平に見て採択をしていかなければならないと思っておりますが、先般5月19日に第1回の会合を大洲と内子の教育委員長及び教育長それからその他で集まりまして、計画を立てて推進しているところであります。

この採択に当たっては、ただいま大野議員さんがおっしゃったように、教育委員会が選定するのではないかという質問がありましたが、全くそういうことはございません。

先般も大洲警察署の刑事から電話をいただきまして、ただいまから委員長宅へ訪問して、教科書採択にかかわる問題についてお伺いをしたいということでしたので、どうぞいらっしゃいと、いつでも時間をあけてお待ちしておりますとお待ちしておりましたら、午後1時15分においで

になりました。そして、この教科書採択に対するいろんな問題について、憲法の問題から始まりまして、教科書をつくる会とか歴史をつくる会とか、いろんな団体からの圧力はないとか、いろんなことについて御質問をいただきました。

これについては、先般の教育委員会で教育委員さんにいろいろお伺いして、そういう実態を把握しておりますし、そういった採択の流れを十分熟知しておりますので、十分にお答えをしたわけですが、ただいま大野議員さんが御指摘のような疑惑は、今大洲市、内子町における教科書採択の過程では一切私は認めておりませんので、そういった意味で厳正、公平な教科書の採択に向けてこれから頑張っていきたいと思っております。また、いろいろ御指導をいただきたいと思います。

簡単ですが、御説明終わります。

○白石隆壽総務副部長 議長

○田中堅太郎議長 白石総務部副部長

〔白石隆壽総務副部長 登壇〕

○白石隆壽総務副部長 ただいまの再質問にお答えをいたします。

自主防災組織の推進でございますが、自主防災組織は、御案内のとおり、防災知識の啓発それから防災訓練、初期の消火活動あるいは救護、避難所への誘導と、こういった役割を担っておるわけでございます。

したがいまして、議員さん御質問のように、公民館単位で今後も順次整備を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、お答えといたします。

○田中堅太郎議長 再々質問はありませんか。

(50番大野新策議員「構んです」と呼ぶ)

次に、清水美孝議員の発言を許します。

○2番清水美孝議員 議長

○田中堅太郎議長 清水美孝議員

〔2番 清水美孝議員 登壇〕

○2番清水美孝議員 議長の許可がありましたので、通告をしております質問をさせていただきます。

また、問題の重要性と発言の順番もあり、質問がダブることもあると思いますが、私の立場からの質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

まず、山鳥坂ダム建設に関するつけかえ道路の経緯と現道の状況についてお聞きします。

県道小田河辺大洲線は、山鳥坂ダム建設問題で長い間放置され、大変厳しい状況にあります。特に未改良区間にはおびたしいタイヤのスリップ痕があり、危険きわまりない状況であります。このような道路状況は長年にわたり放置されておりますが、その上流に住む者にとっては、ダム建設予定地の人々にまさるとも劣らない不便、不利益を受けており、全く希望の持てない現実があります。

肱川河川整備計画の中では、山鳥坂ダム建設と鹿野川ダム改修をメインに、中・下流域への手厚い配慮がなされておりますが、ダム予定地区の上流域に対しては全くと言っていいほど配慮がなされていません。上流地域に対しても同等の配慮と支援を行うべきであります。

国・県が真に大洲市を中心とする肱川に1,300億円をも超える巨費を投じる考えが真にあるならば、合併の最低の条件でもある主要県道、生活道でもこの県道に対して、まず優先的に改良を行うべきだったと思います。

この区間の改良は、1.5車線改良がベストであり、安価でかつ短期間で改良されると思われます。長年にわたり放置され、今後も数年にわたり放置されることは耐えがたい現実であり、方向を変えて見ますと、救急車の要請の場合など河辺町に上がるのに30ないし40分もかかり、救急病院に着くのに同等以上の時間を要しております。患者によっては生命をも危険にさらすことになります。

このような状況の中、つけかえ道を優先的に  
行うとのことでありますが、このつけかえ道に  
ついての測量、設計、買収など現在の状況はど  
うなっているのかお聞きします。

それとともに、現道改良が二重投資の名のも  
とに今後も放置されるならば、河辺町を通るも  
う1本の主要県道である内子河辺野村線の改良  
の継続と早期改良を県当局に対し市長みずから  
強く要望していただきたいと思います。

次に、肱川の河川整備と現状についてお聞き  
します。

全国ではさまざまなダムがつくられ、それと  
ともに多くの問題を発生しております。近くに  
現存する野村、鹿野川の両ダムにおいても、p  
H濃度、アオコの発生、ヘドロ、堆積土砂の問  
題、それと同時に防災上の管理の問題も起こっ  
ております。このような問題が山積する中での  
山鳥坂ダム建設は、多くの市民が疑問と不安を  
増幅させております。

整備計画における山鳥坂ダムは、効果とか影  
響力に対し、過大な期待と評価がされているの  
ではないでしょうか。

さて、現在の肱川を見るとき、土砂の堆積に  
よる川床の上昇とか、それに伴う中州の増加、  
また草木の茂っている中州が数多く見られま  
す。

このような状況の中、ことしも災害の心配さ  
れる時期がやってまいりました。昨年のような  
水害を繰り返さないためにも、堤防の整備と相  
まって河床の整備と川砂の採取をあわせて行  
うべきではないかと提案します。

河床を下げることは、一時的に自然を壊すこ  
とになるとも言えますが、ダムをつくり、水を  
腐らし、人の心を腐らし、自然を壊すことに比  
べれば傷は浅いと思います。

さて、大洲市ではうかい、いもたき、花見な  
どを初め数多くの観光面にも力を入れておられ  
ますが、これもきれいな川、きれいな水、そし  
て災害の少ない肱川でなくては成り立たないと

私は思います。

しかし、如法寺河原のように道路より高い河  
原が現実であり、対岸の柚木地区では浸水が起  
こるという現実もありました。このような矛盾  
と水害はなくすべきだと思いますし、被災者の  
立場で対応がなされるべきだと思います。

いずれにしても、目的の違う2つのダム  
が上流に現存する以上、水害防止の管理、ダム  
操作が行われるべきであると思いますが、現在  
の管理体制またはマニュアルに市民並びに市長  
の声が、意見が反映される状況にあるのかどう  
かお聞きしたいと思います。

以上で私の第1回の質問を終わります。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 ただいまの清水議員さんの御  
質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、2番目の大きいテーマでございます肱  
川の河川整備と現状についてでございますが、  
今議員さんが御指摘されます河道内の掘削につ  
きましては、下流域並びに河川環境への影響が  
あること、また次期の洪水時に復元する可能性  
もあることから、河川整備計画の期間内では原  
則的には実施しないと伺っておるところであり  
ますが、平成16年、昨年の洪水により発生しま  
した河道内の倒木等については、下流域の橋等  
に影響することから、出水期までには撤去する  
ということで、河道内の適正な維持管理に努め  
ていただいておりますのでございまして、皆さ  
ん御承知のとおりでございます。

なお、旧大洲市街地付近は城下町として古く  
から栄えて人と川の結びつきを感じさせる地域  
でありまして、川に関連した行事等が盛んに継  
続されておりました、今後につきましても河川  
利用の場として整備をしていただき、水郷大洲  
の観光資源として継続的な利用を期待している  
ところでもあります。

次に、ダムの放流につきましては、肱川流域

は洪水はらんによる被害を受けまして、特に平成7年7月の洪水では、中・下流を中心に甚大な被害を受けました。流域住民からダム操作の変更について要望が強くあったところであります。

このことから、中小規模の洪水に対応した操作規則については、平成8年6月改定をされております。この結果、鹿野川ダムへの最大流入量が平成7年7月洪水よりも大きかった今年の台風21号、23号においても、基準点大洲の水位は約50センチ低く、操作ルールの変更は洪水被害の軽減に寄与したものと考えておる次第でございます。

なお、ダムの操作規則はさまざまな洪水のパターンに対応する必要があるため、操作ルールは大臣の承認が必要なことから、洪水規模に対して臨機に対応することはなかなか難しいと伺っておるところでございます。

なお、昨年5月に策定されました肱川水系河川整備計画では、治水ダム建設、鹿野川ダム大改造、築堤の3点セットの手法で順次整備をしていくということが発表されたわけですが、私も就任いたしまして機会あるごとに本省といわず県といわず陳情を重ねているところでございます。特に最近では上・下流、支流と、積極的に地元へ入っての作業に国・県ともに取り組みを進めてもらっている現状でございますので、陳情先では必ず、市長さん地元の段取りをくれぐれもよろしく進めてくださいと言われるのがいつもの会話になっておるところでございます。国・県の手伝いをしようという位置づけでございますので、なかなか今会議の予算上は計数的にはあらわれてこないわけですが、しかし関係職員の間でもよくそれぞれの持ち場を頑張ってくれておりまして、多くの関係者の方々の特段の御理解と御協力を得ながら、何としてでもこの問題、清水議員さ

んに言われるまでもなく進めていきたいというふうに思っておりますので、また引き続き各議員さん方には特段の御協力をいただきますよう、また叱咤激励をしていただきますようお願いするのが基本的な私の考えでございます。

その他につきましては、けさほど来、きのうも申し上げました。るる申し上げておりますので重複を避けたいと思います。専門的にはまた建設部長の方から説明をいたさせますので、よろしく願いしたらと思いますが、道路について内子河辺野村線へ力の入れ方を振りかえちゃどうぞという話が1つあったわけですが、私はそのつもりはございません。今お願いをしております小田河辺大洲線、この線についてお約束どおり進めていく。それも測量あたりもつけかえ道路、ダム堤から下と上とに分かれておるわけですが、上の分につきましては、河辺寄りについては大体順調にいきよるわけですが、下半分、ダムの本体から下の分がちょっとおくれ気味でおるということで、今推進方を特に力を入れておるところでございます。この線についてのつけかえをして、そして今度は左岸の問題もあるわけですが、右岸だけではございません、左岸の方もあわせて進捗をさせていくという気持ちで変わりはございませんので、ひとつよろしく願いしたらと思います。

以上、お答えをいたします。

○三保禮三建設農林部長 議長

○田中堅太郎議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 それでは、私の方からは山鳥坂ダム建設にかかわるつけかえ道路の経緯及び現状について御説明をしたいと思います。

お答えする前に、市長さんもおっしゃいましたけども、大変河辺に通じます県道の進捗がおくれておりまして、まことに申しわけなく存じております。



それでは、まず最初に主要地方道の小田河辺大洲線のつけかえ道路についてでございますが、整備の延長は約8.1キロメートルございますが、鹿野川大橋から上流に向かう一番問題になっております約1.1キロメートルと、それから旧河辺村に近い最上流部の約600メートル、この2つの区間は県が整備することになっておりまして、ダムサイトを中心とした残りの6.4キロメートルを国が整備することとなって今動いております。

県の施行区間でございます上流側の約600メートルにつきましては、昨年度測量設計を完了いたしております。本年度よりは用地取得に入り、一部工事にも着手することとなっているようでございます。

また、肱川大橋からの約1.1キロメートルにつきましては、午前中の二宮議員にもお答えしましたように、測量等のお願いを個別にやっておるんでございますが、まだ了解がとれておらない方がございます。この了解がとられ次第現地に入る体制は整えてございますので、鋭意努力をして進めていくように頑張るということで御理解を願いたいと考えておるところでございます。

次に、国の施行区間であります約6.4キロメートルの本線につきましては、16年度におきまして下敷水地区から上流約3キロの地形測量、そのうちの2.1キロメートルは既に詳細設計まで完了をしているようでございます。本年度は残りの900メートルの路線測量と道路の詳細設計を実施するとともに、その下流側の月野尾から下敷水……。

済みません肱川大橋と言うたそうです、鹿野川大橋でございます。ごめんなさい。申しわけございません。

下流側の月野尾から下敷水約2.7キロメートルのトンネル部があるんですが、それを除く現地測量に取りかかると、そういうような進捗状況となっております。

議員さん御指摘のとおり、本当に長い間道路完成までに時間を要しておりますことから、現道整備についても、待避所などの局部的な整備を要望をいたしておるところでございます。本年度は、山鳥坂地区の岩谷自治センターの上流100メートルぐらいな付近のところに約60メートル間の待避所を施行していただくと、こういうことになっているようでございます。

本線は肱川と河辺両地区の住民にとってみましては、欠かせない生活幹線道路でございますし、地域間の交流や新しい大洲市の一体性の確立を図るためにも重要な路線と認識をしております。本路線の早期整備には、地権者そして地域の住民の皆様の理解と協力が大前提でございますから、市といたしましては、国・県の関係機関と連携をいたしまして、理解と協力を得られますよう全力を挙げて鋭意努力をしてこれからもまいりたいと考えておるところでございます。

次に、主要地方道の内子河辺野村線の整備について御質問がございました。市長さんからお話がございましたが、この線は河辺地区と内子町とを結ぶ幹線の生活道路でございます、また今申し上げました小田河辺大洲線の迂回路としても重要な路線であると思っております。

このことから、河辺地域におきましては集落区間の中心として整備が行われておりますし、また内子町側につきましても、計画的に順次整備がされているところでございます。

しかしながら、現在の道路状況を取り巻く環境を考えると、全線改良に至るまでにはこれもまた多くの時間が要するのではないかと思いますので、今後はまず待避所などの局部的な改良を含めましてそういう整備などを県の方に要望していきたいと、このように考える次第であります。

議員各位におかれましても、どうぞ引き続き御協力、御支援を賜りますようお願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。よろしく

お願いをいたします。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

○2番清水美孝議員 議長

○田中堅太郎議長 清水美孝議員

〔2番 清水美孝議員 登壇〕

○2番清水美孝議員 再質問をさせていただきます。

いずれの現道についても待避所を構えるというような話でありましたが、内子河辺野村線に対しては余り積極的なお答えはなかったようにも感じましたが、柚木地区の被害軽減のためには、私から提案したいと思うのでありますが、この地域には堤防設置の予定もないというような話を同僚議員からも聞いておりますが、うかい乗船場に係留型の浮き桟橋とか、あるいは沈下型の固定桟橋の設営、またいもたき会場を巨費を投じて完成を見た大洲城の見える肱南、肱北の河川広場、公園への移転などを含め考えるべきではないでしょうか。市長の率直なお考えをお聞きしたいと思います。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 ただいまの清水議員さんの御提案でございますが、今言われました柚木とそれから緑地公園の下の肱北の河原でいもたきの会場は柚木から移してはどうぞと。実は私もせんだっていつでしたかもらっとったビデオを見ておらんんですが、中江藤樹のビデオを見ておりましたら、あそこのロケはどうもあの場所からいもたきをやって天守閣を映しとる、夜景の夜かがり火をたいてという場面が何遍も出てきていましたが、言われてみれば清水さんよう見といでるなと思った次第でございます。だから、柚木につきましても、地元の方からもそういう意見も、話も出とるわけでございますが、これも検討に値することかなと思っておりますが、すぐ今やれることというたら、観光協会会長さんあたりの御意見も聞かな、私が勝手に

も言えんのですが、いもたきあたりの会場を1年おきにやるとか、希望によってどうするとかという検討はできるのかなと思っておりますんで、検討に値する御提案だと思いますので、余りそう金もかからんかもしれないし、わかりませんが、私が結論を出すわけには、検討させていただいてみたいというふうに思っておりますので、率直に言えということでございますので、率直に言いましたが、皆さんに相談する手続が飛んでおりますので、お許しをいただきたい。ありがとうございました。

○田中堅太郎議長 再々質問はありませんか。

（2番清水美孝議員「ありません」と呼ぶ）

以上で本日の質疑、質問を終わります。

これをもって本日の日程を終了いたしました。

あす6月15日午前10時から本会議を開きます。

日程は、本日に引き続き第67議案から第94号議案までの議案28件に対する質疑と市政全般に対する質問であります。

~~~~~

○田中堅太郎議長 本日はこれにて散会いたします。

午後2時58分 散 会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大洲市議会議長

大洲市議会議員

大洲市議会議員